

基礎データ収集要領（道路橋）  
令和6年版

2024年8月

国土交通省 道路局 国道・技術課

20250314

## 目 次

1. 目的 .....	1
2. 対象とする主要な部材 .....	2
3. 損傷程度の評価要領 .....	6
4. データ収集結果の記録 .....	39

## 1. 目的

本要領は、道路橋の変状や損傷の有無、あるいはその規模や性状などについて、劣化傾向の分析ができるだけ少ないデータで行えることを意図して、部材分割の考え方や劣化や損傷の状態を区分し、記号で記録する場合の方法を取りまとめたものである。

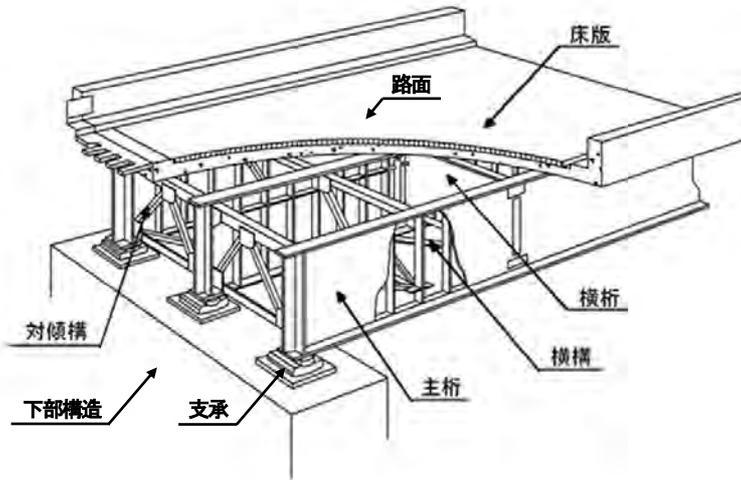
なお、客観的な事実関係の記録も含め、定期点検等の記録については、道路管理者が利活用目的に応じて記録項目の選定や方法を検討するものであることに留意する。

## 2. 対象とする主要な部材

構造形式から主要な部材を適宜選択するものとする。以下より、主要な部材の対象を示す。

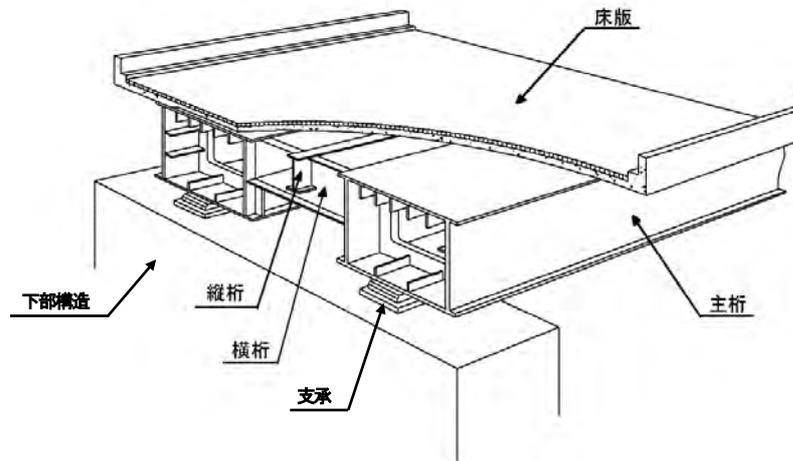
### (1) 鋼橋の場合

#### 1) 鋼桁橋

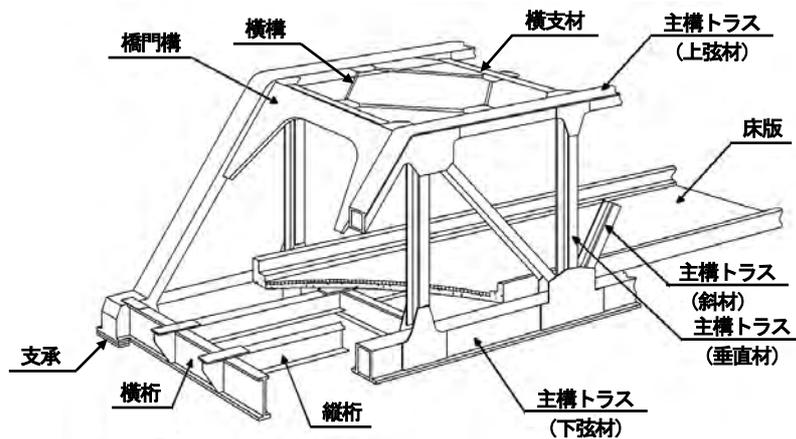


※以降「路面」は共通とする

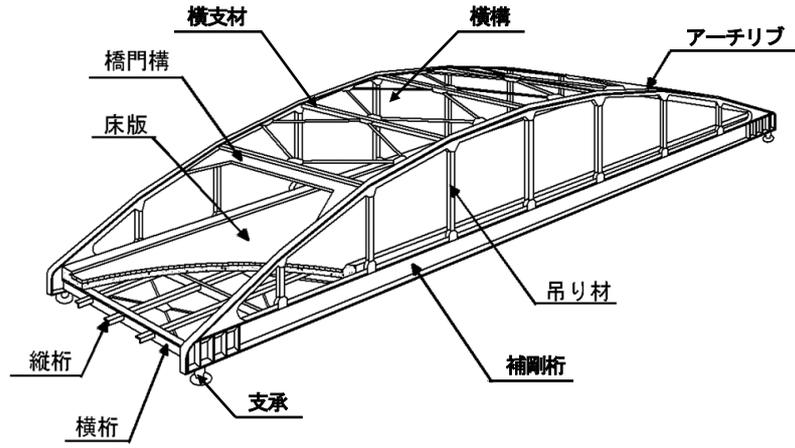
#### 2) 鋼箱桁橋



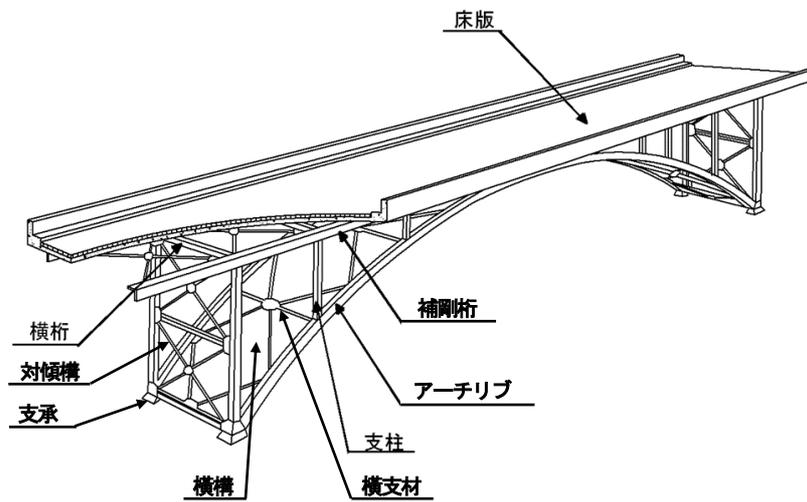
#### 3) 鋼トラス橋



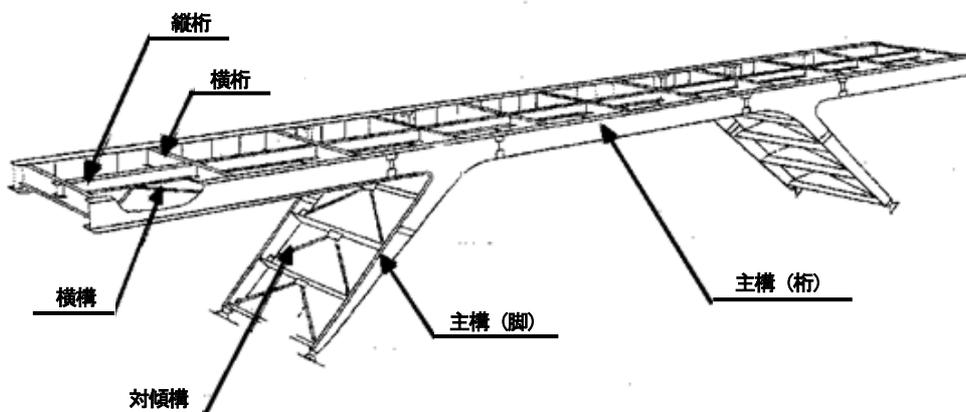
4) 下路式アーチ橋



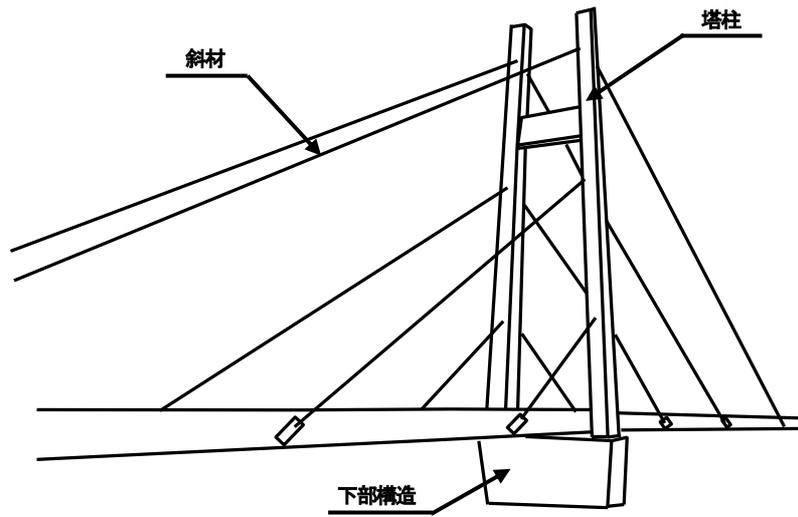
5) 上路式アーチ橋



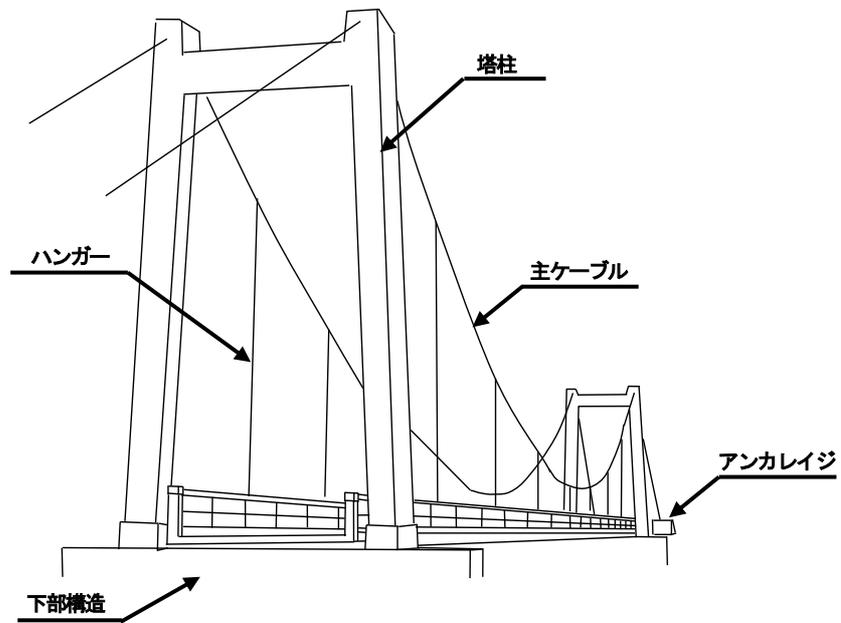
6) ラーメン橋



7) 斜張橋

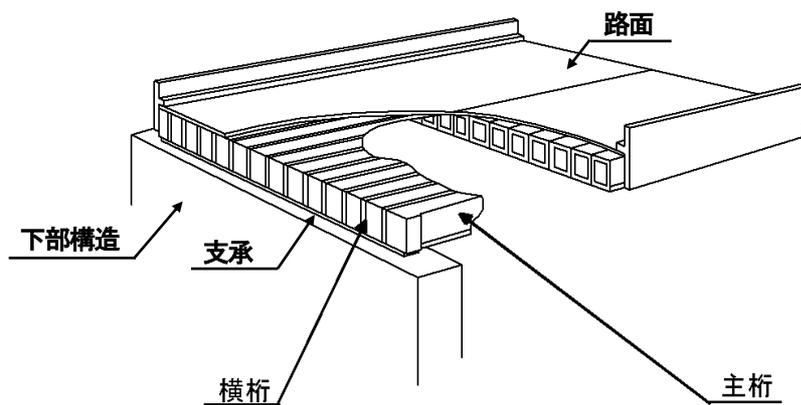


8) 吊り橋



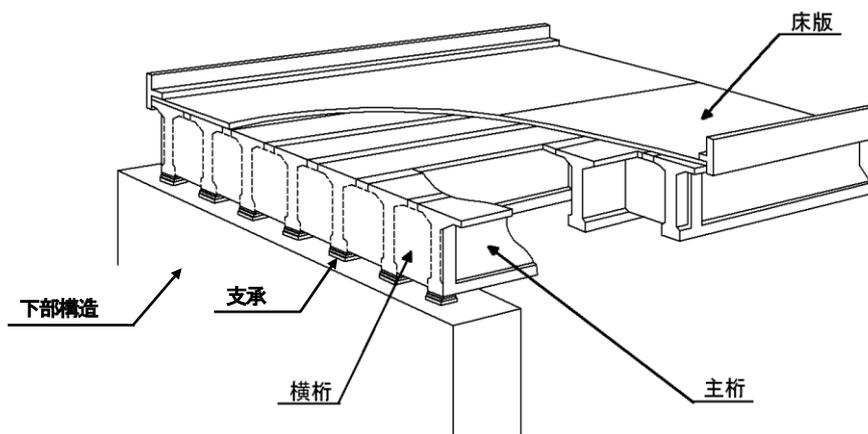
(2) コンクリート橋の場合

1) PC床版橋

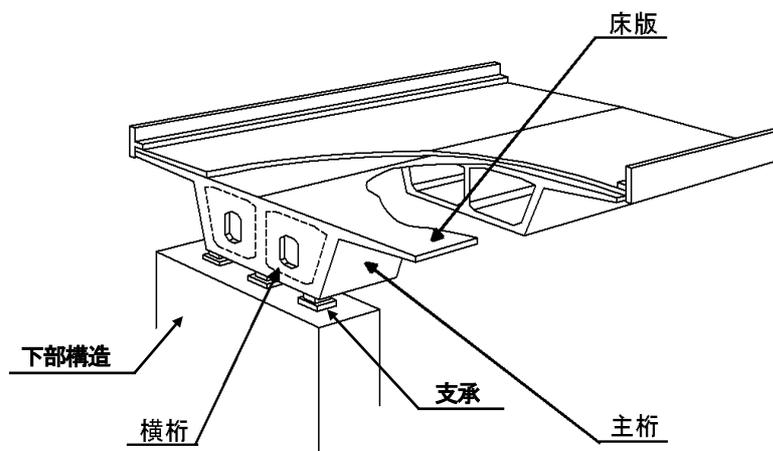


※以降「路面」は共通とする

2) PCT桁橋



3) PC箱桁橋



### 3. 損傷程度の評価要領

損傷程度の評価にあたり、対象とする損傷の種類および評価する際の区分の一覧を表-3.1に示す。評価においては損傷種類ごとにa～eの区分を設けているので、本章を参考に区分を決定されたい。

表-3.1 損傷の種類と評価区分

損 傷 の 種 類		評 価 区 分
鋼	①腐食	a～e
	②亀裂	a, e
	③ボルトの脱落	a, e
	④破断	a, e
	⑤防食機能の劣化	a～e
コンクリート	⑥ひびわれ・漏水・遊離石灰	a～e
	⑦鉄筋露出	a, e
	⑧抜け落ち	a, e
	⑨床版ひびわれ	a～e
	⑩P C 定着部の異常	a, e
その他・共通	⑪路面の凹凸	a, e
	⑫支承の機能障害	a, e
	⑬補修・補強材の損傷	a, e
	⑭沈下・移動・傾斜	a, e
	⑮洗堀	a, e

①腐食

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安			区分
損傷の有無	錆の深さ	錆の広がり	
なし	—	—	a
あり	表面のみ	局部的	b
		広範囲	c
	板厚減少，鋼材表面の著しい膨張	局部的	d
		広範囲	e

(例)

損傷区分 b	損傷区分 c
 <p>主桁の一部に表面的な錆が発生している</p>	 <p>下フランジ全体に表面的な錆が発生している</p>
損傷区分 d	損傷区分 e
 <p>主桁端部に局部的だが板厚減少を伴う錆が発生している</p>	 <p>主桁全体に板厚減少を伴う著しい錆が発生している</p>

②亀裂

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし 塗膜割れ程度(長さが短く, 錆が出ていない)	a
明らかな亀裂を生じている 亀裂の疑いのある塗膜割れが生じている(長さが長く, 錆が出ている)	e

(例)

損傷区分 a  <p>極めて短い亀裂</p>	損傷区分 a  <p>塗膜割れと考えられるもの</p>
損傷区分 e  <p>明らかな線状の亀裂</p>	損傷区分 e  <p>亀裂の疑いが否定できない塗膜割れ</p>
損傷区分 e  <p>ゲルバー桁掛け違い部に発生した亀裂</p>	損傷区分 e  <p>ゲルバー桁掛け違い部に発生した亀裂</p>

③ボルトの脱落

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
ボルトの脱落がある(本数の多寡によらない)	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
	
ボルトが脱落している	ボルトが破断し脱落している

④破断

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
破断している(部材がつながっている場合は亀裂)	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>対傾構のガセットプレートが破断している</p>	 <p>横構のガセットプレートが破断している</p>

⑤防食機能の劣化

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

分類1：塗装

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
最外層の防食塗膜に変色が生じたり，局所的なうきが生じている	c
部分的に防食塗膜が剥離し，下塗りが露出している	d
防食塗膜の劣化範囲が広く，点錆が発生している	e

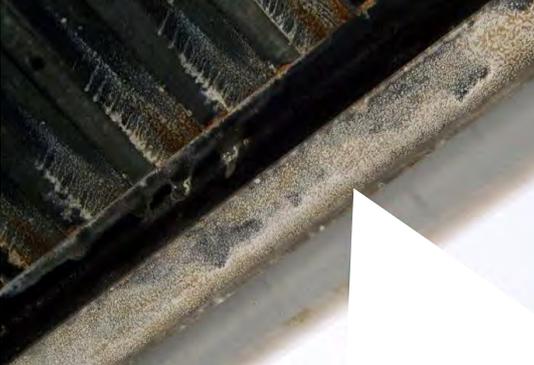
(例)

<p>損傷区分 c</p>  <p>最外層の塗膜が変色している</p>	<p>損傷区分 c</p>  <p>局所的なうきが生じている</p>
<p>損傷区分 d</p>  <p>部分的に塗膜が剥離し，下塗りが露出している</p>	<p>損傷区分 d</p>  <p>部分的に塗膜が剥離し，下塗りが露出している</p>
<p>損傷区分 e</p>  <p>広い範囲で点錆が発生している</p>	<p>損傷区分 e</p>  <p>広い範囲で点錆が発生している</p>

分類2：めっき，金属溶射

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
局所的に防食皮膜が劣化し，点錆が発生している	c
防食皮膜の劣化範囲が広く，点錆が発生している	e

(例)

<p>損傷区分 c</p>	<p>損傷区分 c</p>
	
<p>局所的に防食皮膜が劣化し，母材に錆が発生している</p>	<p>局所的に防食皮膜が劣化し，母材に錆が発生している</p>
<p>損傷区分 e</p>	<p>損傷区分 e</p>
	
<p>防食皮膜の劣化範囲が広く，点錆が発生している</p>	<p>防食皮膜の劣化範囲が広く，全体に多数の点錆が発生している</p>

分類3：耐候性鋼材

評 価 の 目 安	区分
損傷なし（保護性錆は粒子が細かく，一様に分布，黒褐色を呈す） （保護性錆の形成過程では，黄色，赤色，褐色を呈す）	a
損傷なし。ただし，保護性錆は生成されていない状態である	b
錆の大きさは1～5mm程度で粗い	c
錆の大きさは5～25mm程度のうろこ程度である	d
錆の層状剥離がある	e

(例)

<p>損傷区分 b</p>  <p>保護性錆が生成されていない</p>	<p>損傷区分 b</p>  <p>保護性錆が生成されていない</p>
<p>損傷区分 c</p>  <p>錆の大きさは3mm程度で粗い</p>	<p>損傷区分 c</p>  <p>錆の大きさは3mm程度で粗い</p>
<p>損傷区分 d</p>  <p>錆の大きさは5～15mm程度のうろこ状である</p>	<p>損傷区分 d</p>  <p>錆の大きさは6mm程度のうろこ状である</p>
<p>損傷区分 e</p>  <p>錆の層状剥離がある</p>	<p>損傷区分 e</p>  <p>錆の層状剥離がある</p>

⑥ひびわれ・漏水・遊離石灰

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安			区分
ひびわれの有無	ひびわれ幅	漏水・遊離石灰	
なし	—	—	a
あり	0.2mm 未満	ひびわれのみ	b
	0.2mm 以上	ひびわれのみ	c
	幅を問わない	漏水を伴う	d
		遊離石灰を伴う	d
明らかな錆汁を伴う		e	

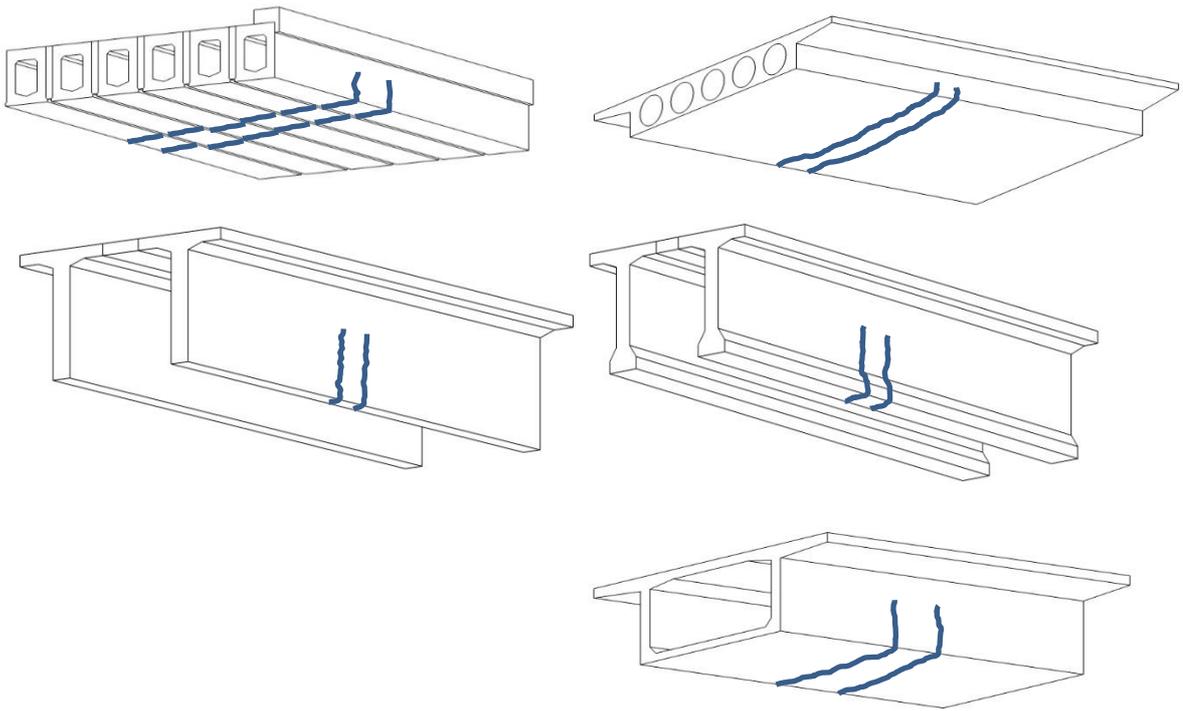
2) ひびわれパターン

ひびわれパターンを以下より示す表によって区分し、対応するパターンの番号を記録する。

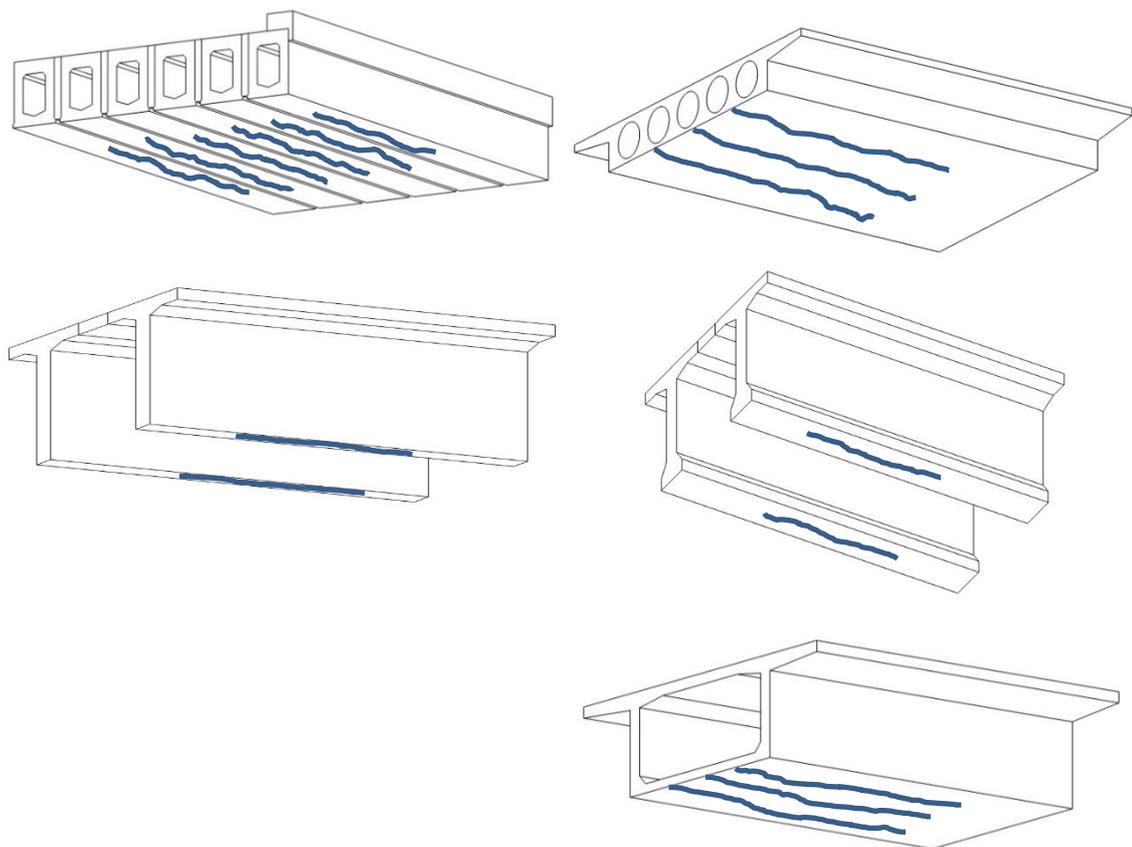
a) 上部構造 (RC, PC 共通)

位 置	ひ び わ れ パ タ ー ン
支間中央部	①主桁直角方向の桁下面又は側面の鉛直ひびわれ
	②主桁下面縦方向ひびわれ
支間 1/4 部	③主桁直角方向の桁下面又は側面の鉛直又は斜めひびわれ
支 点 部	④支点付近の腹部に斜めに発生しているひびわれ
	⑤支承上の桁下面又は側面に鉛直に発生しているひびわれ
	⑥支承上の桁側面に斜めに発生しているひびわれ
	⑦ゲルバー部のひびわれ
そ の 他	⑧連続桁中間支点部の上側の鉛直ひびわれ
	⑨亀甲状, くもの巣状のひびわれ
	⑩桁の腹部に規則的な間隔で鉛直方向に発生しているひびわれ
	⑪ウェブと上フランジの接合点付近の水平方向のひびわれ
支間 1/4 部又 は支点部	⑫桁全体に発生している斜め 45° 方向のひびわれ
	⑬桁下面又は側面の橋軸方向ひびわれ (⑩に該当するものは除く。)
支間全体	⑭上フランジのひびわれ
	⑮支間全体で桁腹部に発生している水平方向ひびわれ
横 桁	⑯支間全体で桁腹部に発生している水平方向ひびわれ
	⑰横桁部のひびわれ

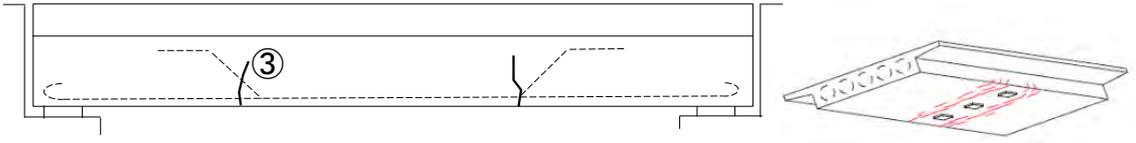
①支間中央部，主桁直角方向の桁下面又は側面の鉛直ひびわれ



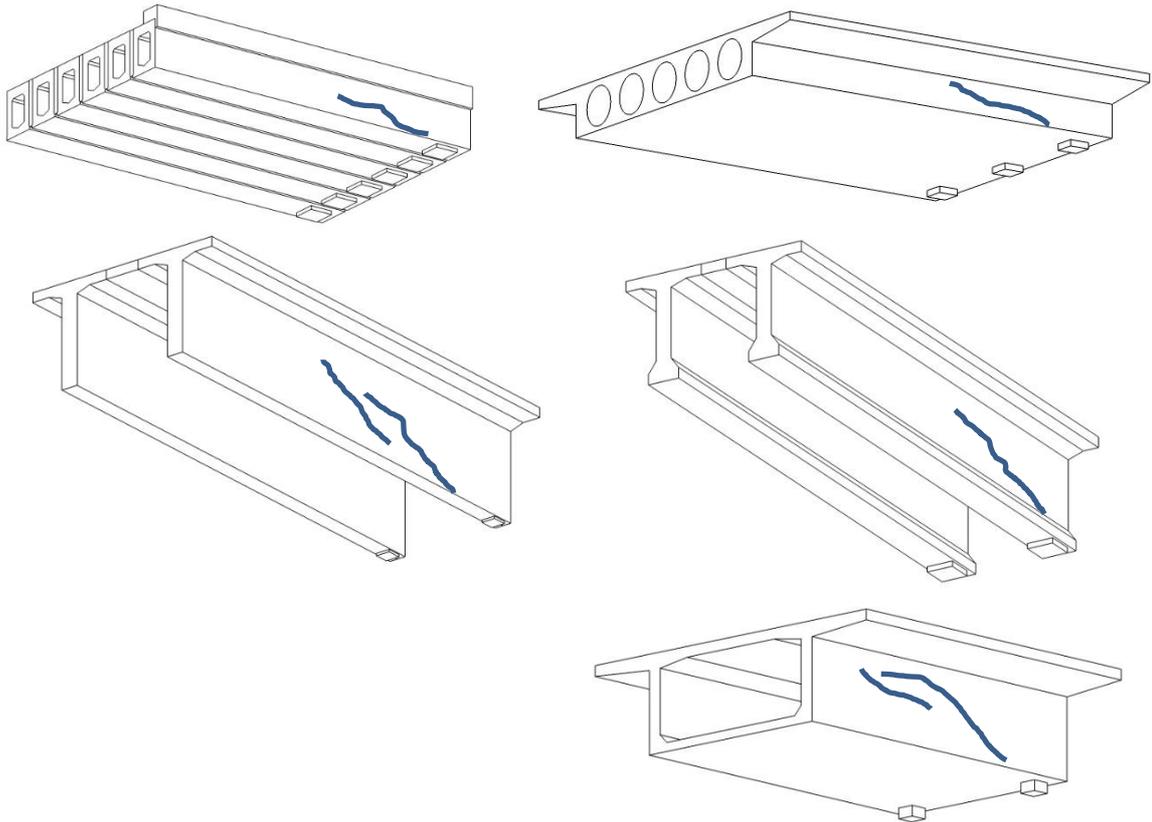
②支間中央部，主桁下面縦方向ひびわれ



③支間1/4部，主桁直角方向の桁下面又は側面の鉛直又は斜めひびわれ

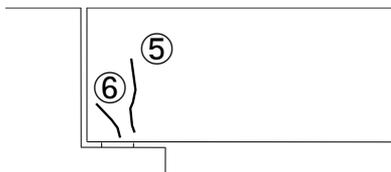


④支点部，支点付近の腹部に斜めに発生しているひびわれ

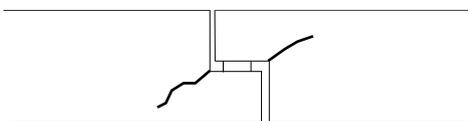


⑤支点部，支承上の桁下面又は側面に鉛直に発生しているひびわれ

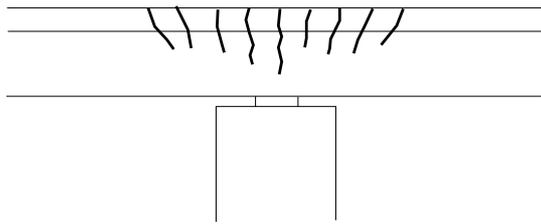
⑥支点部，支承上の桁側面に斜めに発生しているひびわれ



⑦ゲルバー部のひびわれ



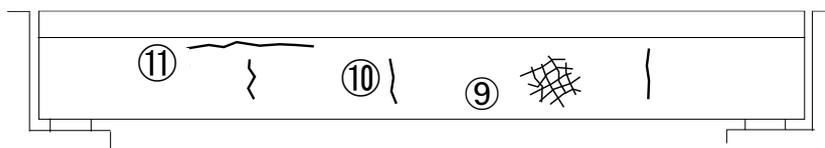
⑧支点部，連続桁中間支点部の上側の鉛直ひびわれ



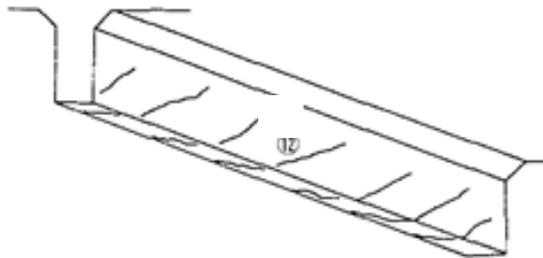
⑨亀甲状，くもの巣状のひびわれ

⑩桁の腹部に規則的な間隔で鉛直方向に発生しているひびわれ

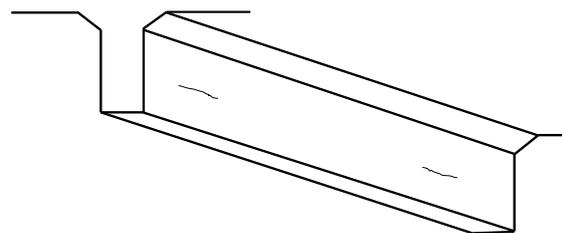
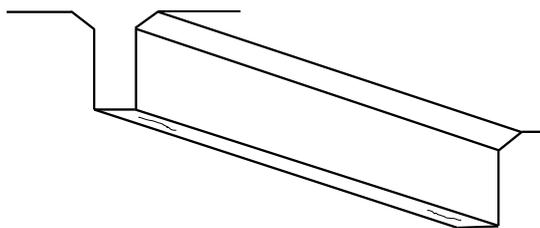
⑪ウェブと上フランジの接合点付近の水平方向のひびわれ



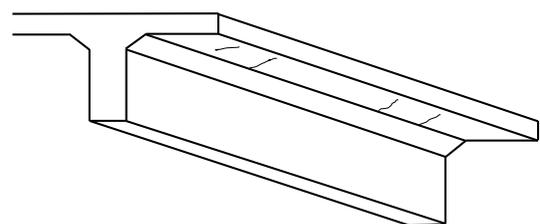
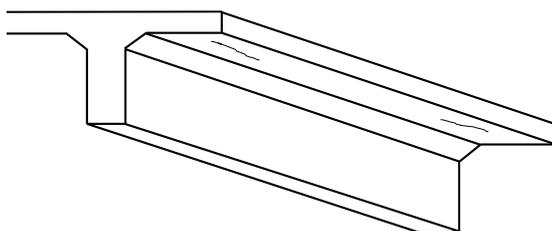
⑫桁全体に発生している斜め45°方向のひびわれ



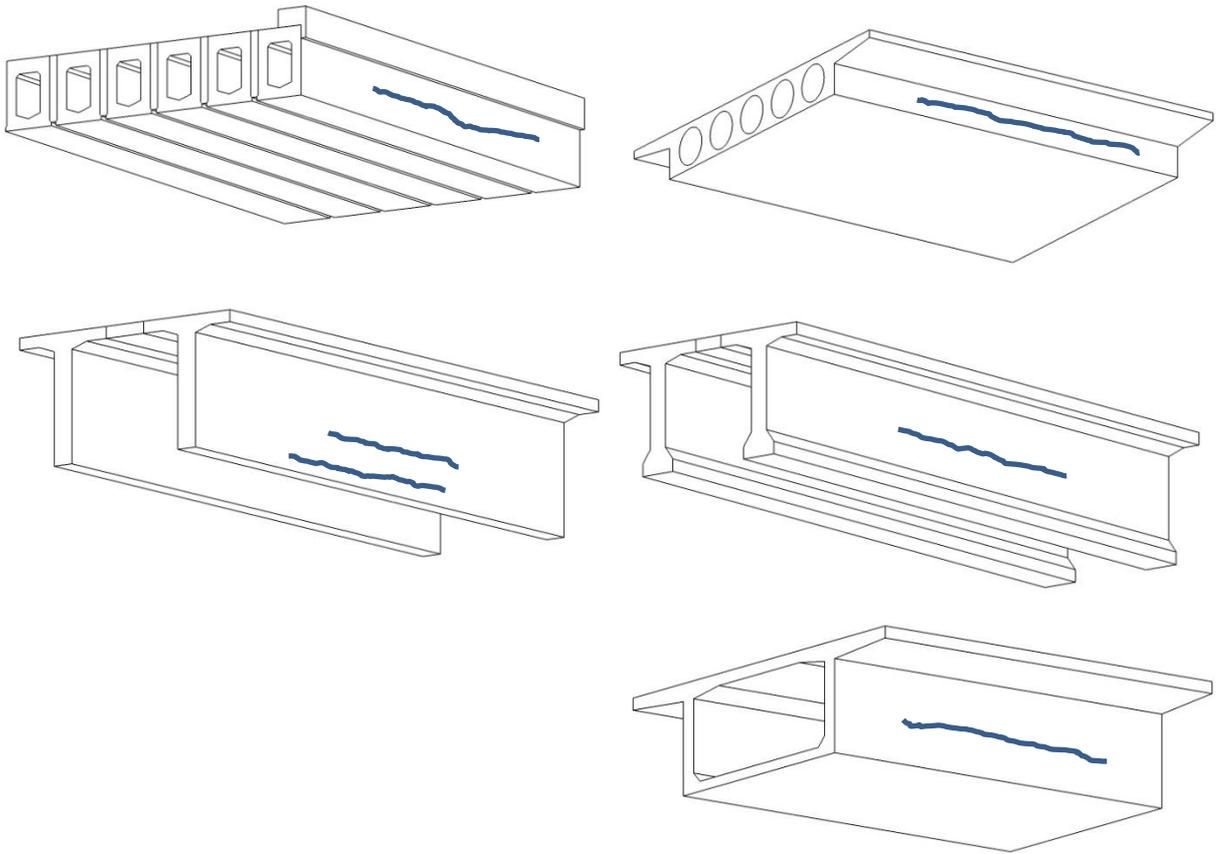
⑲支間1/4部又は支点部，桁下面又は側面の橋軸方向ひびわれ（⑩に該当するものは除く。）



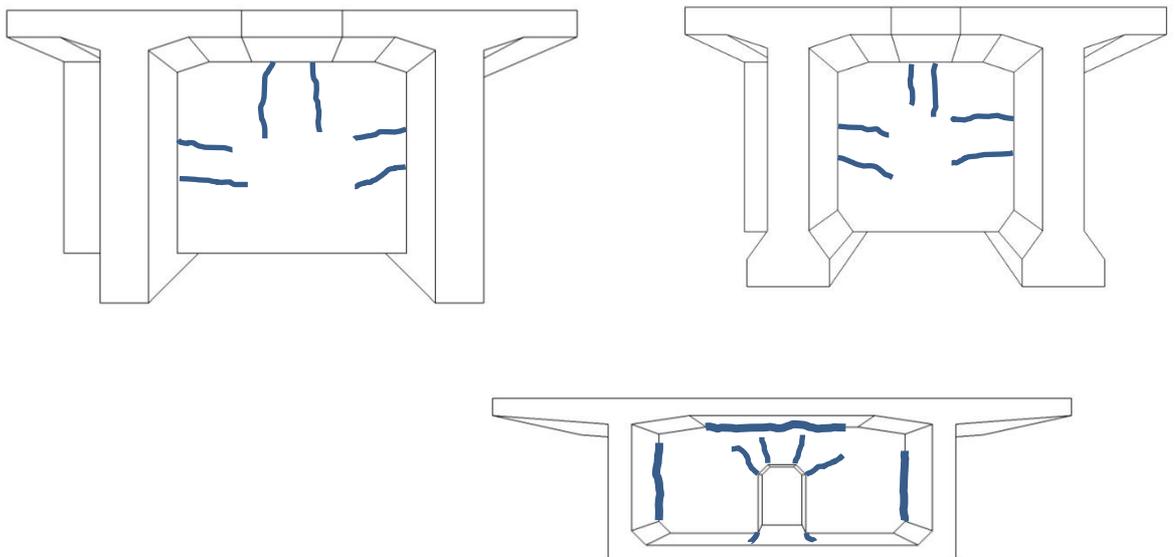
⑳支間1/4部又は支点部，上フランジのひびわれ



②③支間全体：支間全体で桁腹部に発生している水平方向ひびわれ



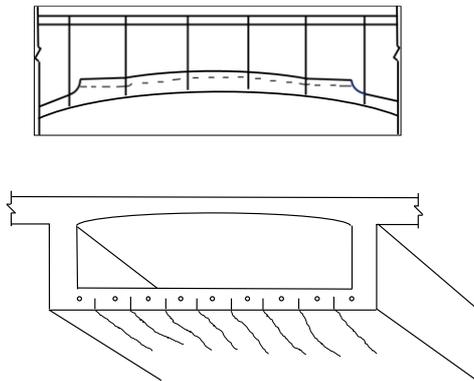
④横桁部のひびわれ



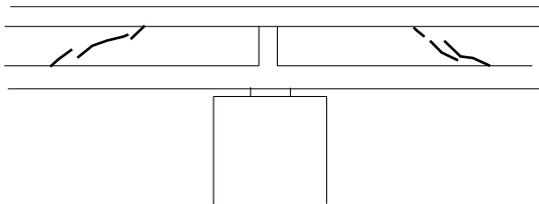
b) 上部構造 (PCのみ)

位 置	ひびわれパターン
支間中央部	⑬変断面桁の下フランジのPC鋼材に沿ったひびわれ
	⑭主桁上フランジ付近のひびわれ
支間1/4部	⑮PC連続中間支点の変局点付近のPC鋼材に沿ったひびわれ
	⑯PC連続中間支点の変局点付近のPC鋼材に直交したひびわれ
支 点 部	⑰主桁の腹部に水平なひびわれ
	⑱連結横桁部 (RC 構造部) のひびわれ
そ の 他	⑲PC鋼材定着部又は偏向部付近のひびわれ
	⑳PC鋼材が集中している付近のひびわれ
	㉑シースに沿って生じるひびわれ
	㉒セグメント接合部のすき・離れ
	㉓断面急変部のひびわれ

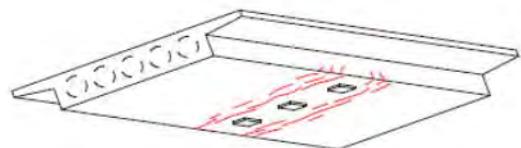
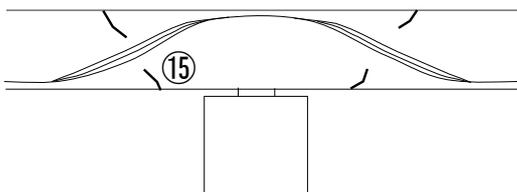
⑬支間中央部, 変断面桁の下フランジのPC鋼材に沿ったひびわれ



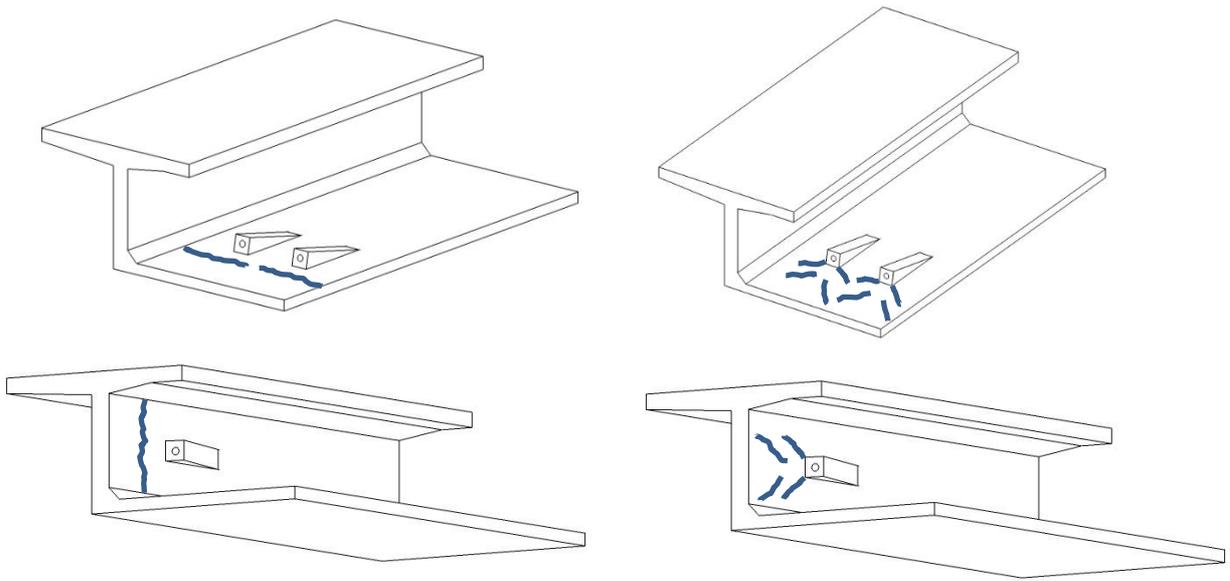
⑭支間1/4部, PC連続中間支点の変局点付近のPC鋼材に沿ったひびわれ



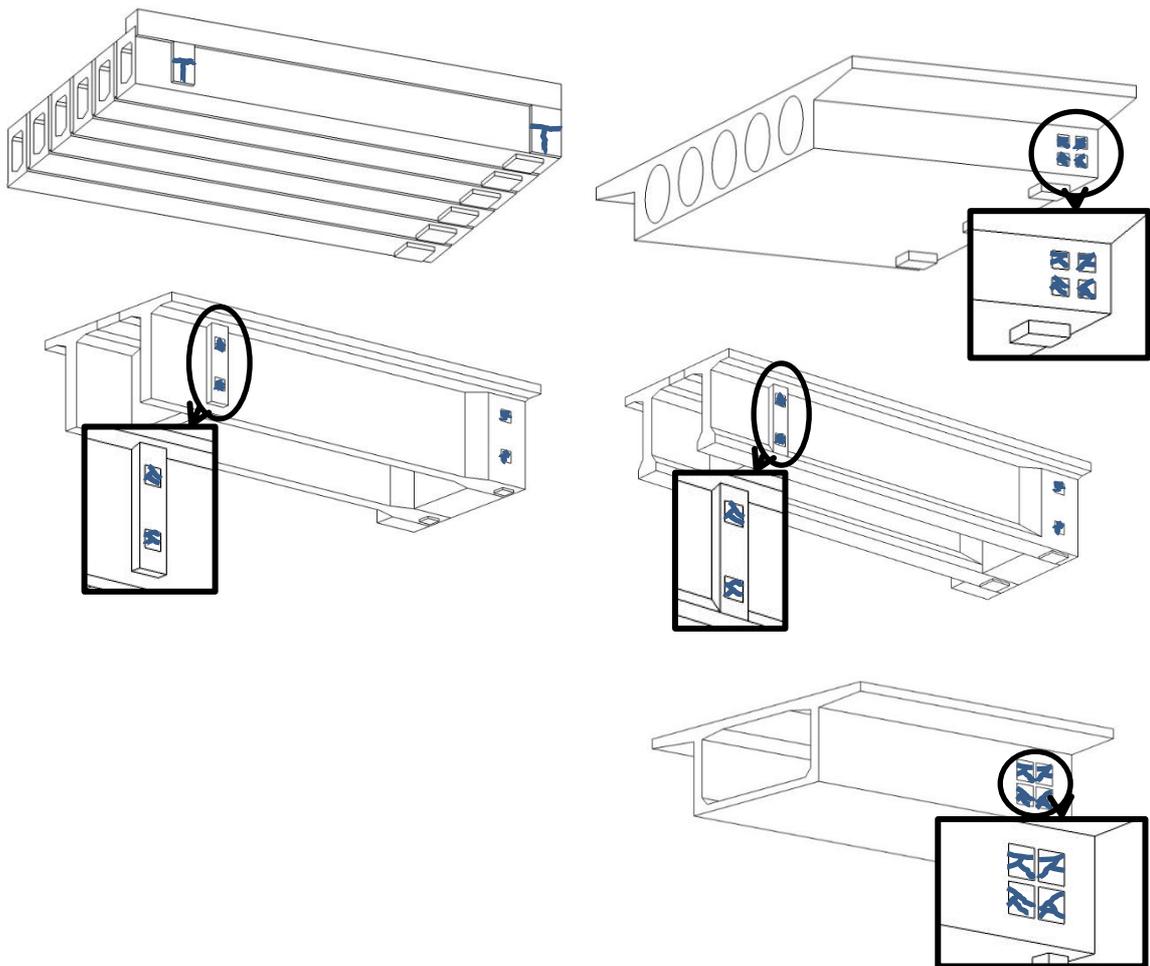
⑮支間1/4部, PC連続中間支点の変局点付近のPC鋼材に直交したひびわれ



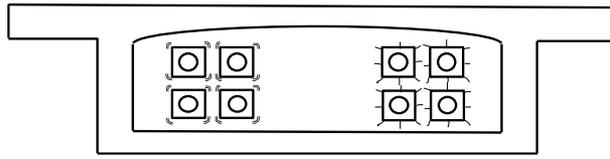
⑩ PC鋼材定着部又は偏向部付近のひびわれ



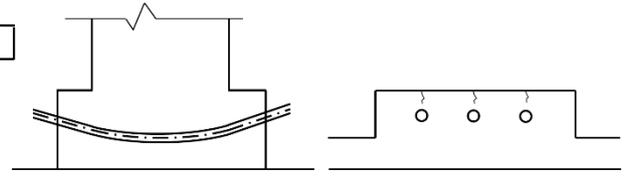
(ア) 定着突起周辺



(イ) 後埋めコンクリート部

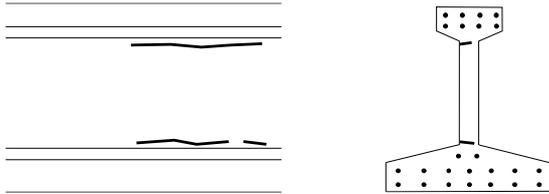


(ウ) 外ケーブル定着部

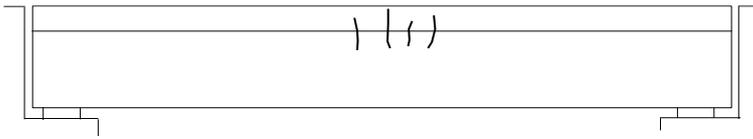


(エ) 偏向部

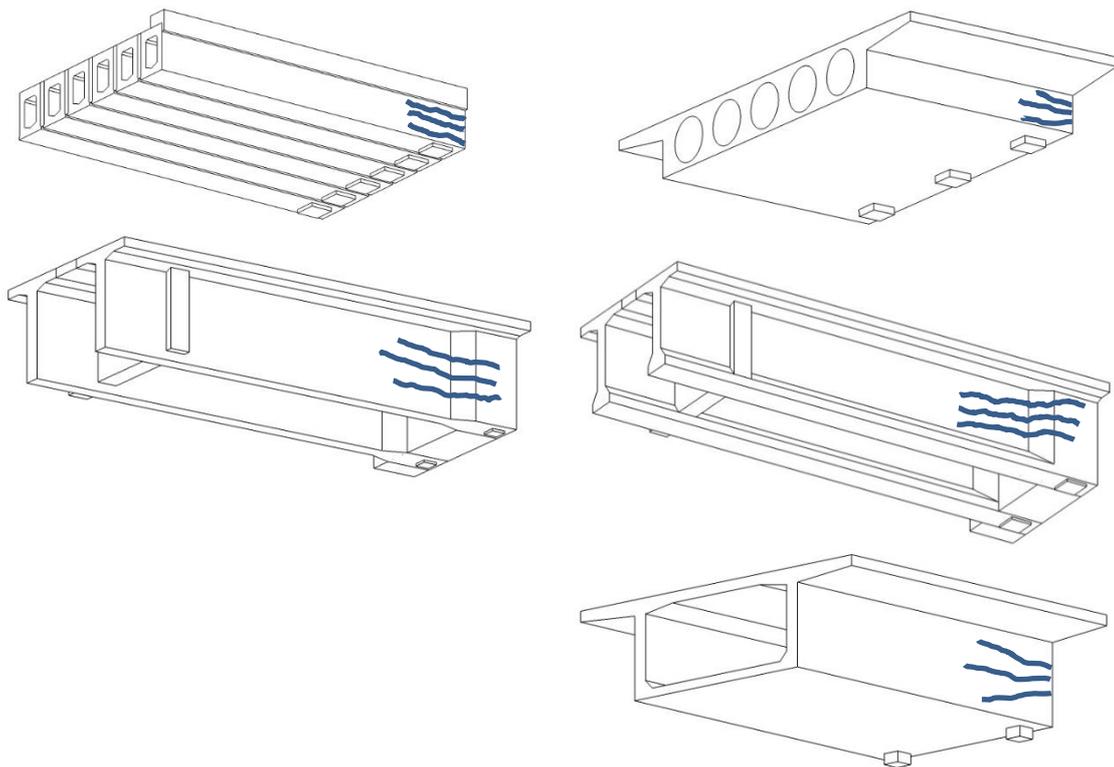
⑰ PC鋼材が集中している付近のひびわれ



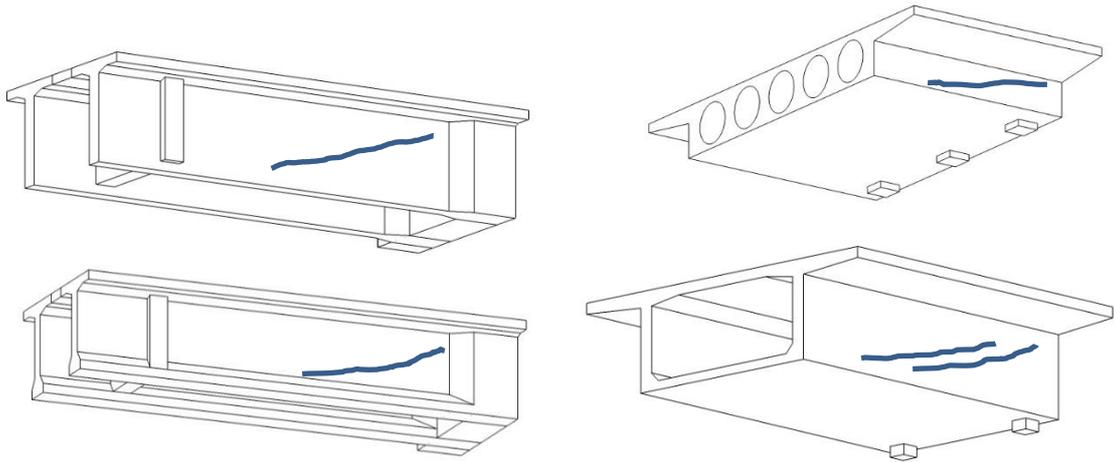
⑱ 支間中央部、主桁上フランジ付近のひびわれ



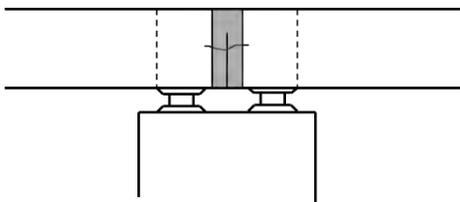
⑲ 支点部、主桁の腹部に水平なひびわれ



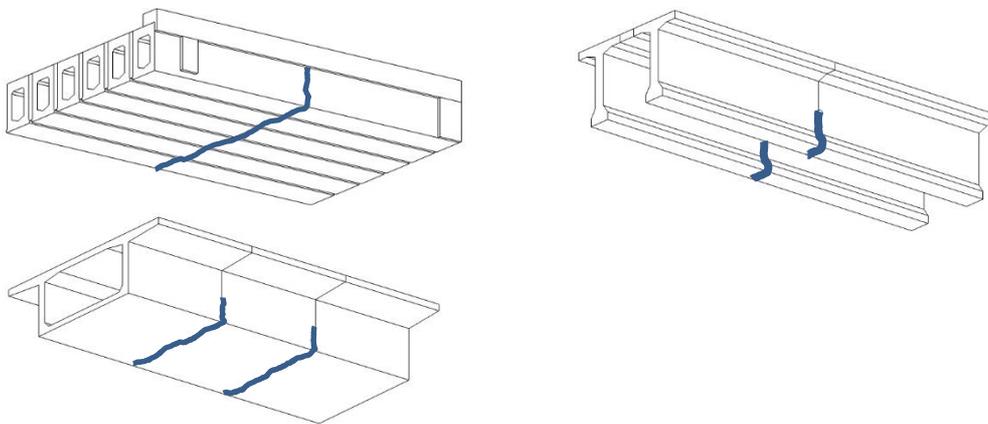
⑳シースに沿って生じるひびわれ



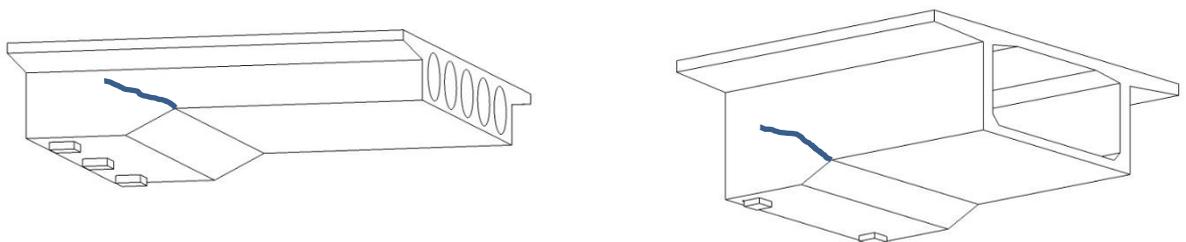
㉑連結横桁部（RC 構造部）のひびわれ



㉒セグメント接合部のすき・離れ



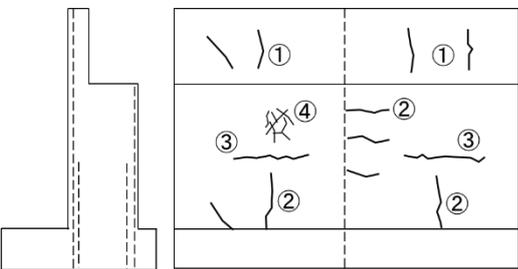
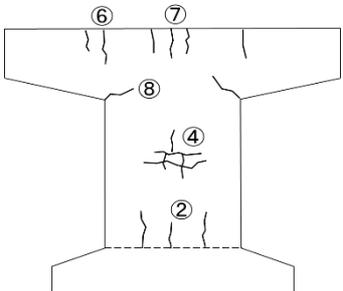
㉓断面急変部のひびわれ



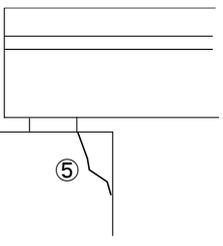
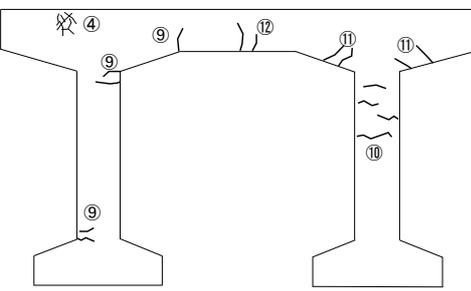
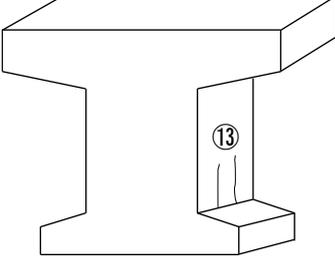
c) 下部構造

位 置	ひびわれパターン
橋台全面	①規則性のある鉛直又は斜めひびわれ
	②打ち継ぎ目に鉛直な又は斜めのひびわれ
	③鉄筋段落とし付近のひびわれ
	④亀甲状、くもの巣状のひびわれ
支 承 下 部	⑤支承下面付近のひびわれ
T 型 橋 脚	②打ち継ぎ目に鉛直な又は斜めのひびわれ
	③鉄筋段落とし付近のひびわれ
	④亀甲状、くもの巣状のひびわれ
	⑥張り出し部の付け根上側のひびわれ
	⑦橋脚中心上部の鉛直ひびわれ
	⑧張り出し部の付け根下側のひびわれ
	⑬側面の鉛直方向ひびわれ
ラーメン橋脚	④亀甲状、くもの巣状のひびわれ
	⑨柱上下端のハンチ境界部に生じている断面周方向のひびわれ
	⑩柱全周にわたるひびわれ
	⑪柱上部のハンチ区間に生じている断面周方向のひびわれ (⑨に該当するものは除く)
	⑫はり中央部下側のひびわれ

(例 上部構造)

<p>損傷区分 b</p>	
 <p>ひびわれが確認される(ひびわれのみ, 幅 0.2mm 未満)</p>	
<p>損傷区分 c</p>	<p>損傷区分 d</p>
 <p>ひびわれが確認される(ひびわれのみ, 幅 0.2mm 以上)</p>	 <p>漏水を伴うひびわれが確認される</p>
<p>損傷区分 d</p>	<p>損傷区分 d</p>
 <p>漏水・遊離石灰を伴うひびわれが確認される</p>	 <p>漏水・遊離石灰を伴うひびわれが確認される</p>
<p>損傷区分 e</p>	
 <p>錆汁を伴うひびわれが確認される</p>	

(例 下部構造)

<p>損傷区分 b</p>	
	
<p>ひびわれが確認される(ひびわれのみ, 幅 0.2mm 未満)</p>	
<p>損傷区分 c</p>	
	
<p>ひびわれが確認される(ひびわれのみ, 幅 0.2mm 以上)</p>	
<p>損傷区分 d</p>	
	
<p>漏水・遊離石灰を伴うひびわれが確認される</p>	
<p>損傷区分 d</p>	
	
<p>錆汁を伴うひびわれが確認される</p>	
<p>損傷区分 e</p>	

⑦鉄筋露出

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安			区分
鉄筋露出の有無	腐食の広がり	腐食の程度	
なし	—	—	a
あり	部分的	表面のみ	
		鋼材断面の減少, 鋼材の著しい膨張	
あり	広範囲	表面のみ	e
		鋼材断面の減少, 鋼材の著しい膨張	

(例)

損傷区分 a	損傷区分 a
 <p>部分的な鉄筋露出</p>	 <p>広範囲に表面的な鉄筋露出</p>
損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>広範囲にわたり鉄筋腐食しているもの</p>	 <p>広範囲にわたり鉄筋腐食しているもの</p>

⑧ 抜け落ち

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
コンクリート塊の抜け落ちがある	e

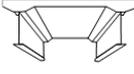
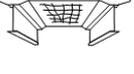
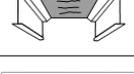
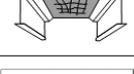
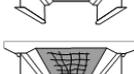
(例)

損傷区分 a	損傷区分 a
 <p>著しいひびわれが生じているので「床版ひびわれ」で評価する</p>	 <p>著しい鉄筋露出が生じているので「鉄筋露出」で評価する</p>
損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>抜け落ちた事例</p>	 <p>抜け落ちた事例</p>

⑨床版ひびわれ

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安						区 分
1方向ひびわれ			2方向ひびわれ			
性状	ひびわれ	漏水・遊離石灰	性状	ひびわれ	漏水・遊離石灰	
	損傷なし	なし	-			a
	・ひびわれは主として1方向のみ ・最小ひびわれ間隔は概ね1m以上 ・最大ひびわれ幅は0.05mm以下 (ヘアークラック程度)	なし	-			b
 	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.1mm以下が主 (一部には0.1mm以上も存在)	なし		・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.5m程度以上 ・ひびわれ幅は0.1mm以下が主 (一部には0.1mm以上も存在)	なし	c
 	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・最大ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	なし		・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.5m~0.2m ・ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	なし	d
 	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・最大ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	あり	 	・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	あり	d
 	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、部分的な角落ちも見られる	なし		・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.2m以下 ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、部分的な角落ちも見られる	なし	e
 	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、部分的な角落ちも見られる	あり	 	・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、部分的な角落ちも見られる	あり	e

(例)

損傷区分 b	
 <p>1方向ひびわれが主である状態(ひびわれはチョークでマーキングしてある)</p>	
損傷区分 c	損傷区分 c
 <p>1方向ひびわれが主である状態(ひびわれはチョークでマーキングしてある)</p>	 <p>格子状のひびわれが発生している状態 (ひびわれはチョークでマーキングしてある)</p>
損傷区分 d	損傷区分 d
 <p>1方向ひびわれに遊離石灰が発生している状態</p>	 <p>格子状のひびわれに遊離石灰が発生している状態(ひびわれはチョークでマーキングしてある)</p>
損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>顕著な 1 方向ひびわれが確認され、遊離石灰が発生している状態</p>	 <p>密な格子状のひびわれが確認され、遊離石灰が発生している状態</p>

⑩PC定着部の異常

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
PC 鋼材定着部の損傷(程度によらない) PC 鋼材の損傷	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
	
定着部のコンクリートの錆汁	定着部のコンクリートの錆汁
損傷区分 e	損傷区分 e
	
定着コンクリートが剥離し、鋼材が腐食している	定着コンクリートが剥離し、PC 鋼材が抜け出している

①路面の凹凸

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし 20mm 程度未満(走行に支障がない程度)の段差がある	a
20mm 程度以上(走行に支障があり明らかな分かる程度)の段差がある	e

(例)

損傷区分 a	損傷区分 e
 <p>20mm 未満の段差がある</p>	 <p>20mm 以上の段差がある</p>

⑫支承の機能障害

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
支承の機能が損なわれている 支承の機能が著しく阻害されている	e

(例)

<p>損傷区分 a</p>  <p>支承のアンカーボルトがゆるんでいる</p>	<p>損傷区分 a</p>  <p>沓座モルタルのみに損傷が見られる</p>
<p>損傷区分 a</p>  <p>支承が腐食しているが著しい機能障害とは言えない</p>	<p>損傷区分 e</p>  <p>土砂が堆積し移動機能が損なわれている</p>
<p>損傷区分 e</p>  <p>支承が浮き上がっている</p>	<p>損傷区分 e</p>  <p>支承が壊れている</p>

⑬補修・補強材の損傷

1) 補修・補強材の分類

補修・補強材の分類は以下による。

ア) コンクリート部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
1	鋼板
2	繊維
3	コンクリート系
4	塗装

イ) 鋼部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
5	鋼板 (あて板等)

2) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

分類1：鋼板

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
次のいずれかの損傷が見られる <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼板のうきが発生している</li> <li>・シーリング部分がほとんど剥離し、一部にコンクリートアンカーのうきが見られ、錆および漏水が著しい</li> <li>・コンクリートアンカーに腐食が見られる</li> <li>・一部のコンクリートアンカーに、うきが見られる</li> </ul>	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>鋼板全体に腐食が生じている</p>	 <p>鋼板周囲に著しい錆汁が確認される</p>

分類2：繊維

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
補強材に著しい損傷がある，又は断裂している 又は，補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>繊維シートに著しいひびわれ，錆汁を伴う漏水が生じている</p>	 <p>繊維シートが破断している</p>

分類3：コンクリート系

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている 又は，補強材に著しい損傷がある	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>巻き立てコンクリートに顕著なひびわれ，漏水・遊離石灰が生じている</p>	 <p>巻き立てコンクリートに著しい損傷がある</p>

分類4：塗装

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
塗装がはがれ、補強されたコンクリート部材に錆汁が認められる 又は、漏水や遊離石灰が大量に生じている	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>保護塗装のはがれ、錆汁が生じている</p>	 <p>保護塗装に錆汁を伴う顕著なひびわれが生じている</p>

分類5：鋼板（あて板等）

評 価 の 目 安	区分
損傷なし	a
鋼板（あて板等）に著しい損傷（腐食、亀裂、ボルトの脱落等）が見られる	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
	

### 3) 評価上の留意点

- ・補強材の損傷は、材料や構造によって様々な形態が考えられる。また、漏水や遊離石灰など補強されたコンクリート部材そのものの損傷に起因する損傷が現れている場合もあり、これらについても補強材の機能の低下と捉え、橋梁本体の損傷とは区別してすべて本項目「補修・補強材の損傷」として扱う。
- ・分類3においてひびわれや鉄筋露出などの損傷が生じている場合には、それらの損傷としても扱う。
- ・分類4は、「防食機能の劣化」としては扱わない。
- ・分類5において、鋼部材に設置された鋼板（あて板等）の損傷は、この項目のみで扱い、例えば、「防食機能の劣化」や「腐食」では扱わない。一方、鋼板（あて板等）の損傷に伴い本体にも損傷が生じている場合は、本体の当該損傷でも扱う。

⑭沈下・移動・傾斜

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区 分
沈下・移動・傾斜のいずれもない	a
沈下・移動・傾斜のいずれかがある	e

(例)

損傷区分 e	損傷区分 e
 <p>下部工が沈下・傾斜している</p>	 <p>下部工が移動・傾斜している</p>

⑮洗掘

1) 損傷程度の評価区分

評価にあたっての目安と区分を以下に示す。

評 価 の 目 安	区 分
確認されない 軽微な洗掘がある	a
著しく洗掘されている	e

(例)

損傷区分 a	損傷区分 e
 <p>軽微な洗掘がある</p>	 <p>著しく洗掘されている</p>

#### 4. データ収集結果の記録

(1) 様式1：橋梁諸元

橋梁諸元					
橋梁名				路線名	施設ID
所在地	自		距離標	自	
	至			至	
				管理者	

架設年度				活荷重・等級			適用示方書		
橋長	m			総径間数	径間				
上部構造形式				下部構造形式			基礎形式		
交通条件	調査年				大型車混入率				
	交通量	(昼間12時間)			荷重制限				
幅員	全幅員	m	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯
	有効幅員	m	m	m	m	m	m	m	m
海岸からの距離					緊急輸送路の指定		代替路の有無		
路下条件									

全体図	
-----	--

径間別一般図	
--------	--

本様式では対象橋梁の諸元を記録する。以下に記入時の留意事項を示すので、記録の際の参考にされたい。

1) 橋梁名

道路橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、道路橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「(上り)」「(下り)」とし、「(上)」「(上り線)」「上り」「上」は使用しない。

2) 路線名

以下の例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

(記入例)

路線名	記入例
高速自動車国道(新直轄方式含む)	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号(〇〇道路) (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇, 県道〇〇 等 (一般県道, 主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇, 町道〇〇 等

3) 施設ID

緯度・経度を用いて、「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料(案)」(令和元年10月)に示される方法により付与し、記入する。

4) 所在地

以下の例に従い、施設の起点側の位置を記入する。

(記入例) 〇〇県△△市□□地先

5) 距離標

距離標(キロポスト)が設置されている路線については、当該道路橋の起終点の位置の距離標を半角数字で記入する。

(記入例) : 12.3kp + 45m → 「12.345」

6) 管理者

以下の例に従い、管理者名を記入する。

(記入例) : ○○地方整備局△△国道事務所□□維持出張所

○○県△△振興局□□土木事務所

○○高速道路会社□□管理事務所

7) 架設年度

架設年度を西暦4桁(半角数字)で記入する。(和暦は使わない。「年度」は不要。)

架設年度が不明の場合は「不明」と記入し、空欄としないこと。

(記入例) : 1980

8) 活荷重・等級

活荷重, 等級について, 下表を参考に記入する。

分類1	活荷重
11	12t (大正 15 年)
12	8t (大正 15 年)
13	6t (大正 15 年)
21	13t (昭和 14 年)
22	9t (昭和 14 年)
31	TL-20 (昭和 31 年)
32	TL-14 (昭和 31 年)
33	T-20, L-14 (昭和 31 年)
41	TT-43 (昭和 48 年)
61	B 活荷重
62	A 活荷重
99	その他

分類2	等級
1	1 等橋
2	2 等橋
3	3 等橋
9	なし

9) 適用示方書

設計又は施工に用いた代表的な適用示方書について、下表を参考に記入する。

分類	適用示方書類	発行年
110	道路構造に関する細則案	大正 15 年
111	鋼道路橋設計示方書案, 鋼道路橋製作示方書案	昭和 14 年
112	鋼道路橋設計示方書	昭和 31 年
113	〃 (改訂)	昭和 39 年
141	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	昭和 47 年
143	〃 I 共通編 III コンクリート橋編	昭和 53 年
145	〃 I 共通編 II 鋼橋編 (改訂)	昭和 55 年
145	〃 I 共通編 IV 下部構造編	昭和 55 年
145	〃 V 耐震設計編	昭和 55 年
190	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	平成 2 年
190	(平成元年度) I 共通編 III コンクリート橋編	平成 2 年
190	〃 I 共通編 IV 下部構造編	平成 2 年
190	〃 V 耐震設計編	平成 2 年
161	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	平成 6 年
161	(平成 6 年度) I 共通編 III コンクリート橋編	平成 6 年
161	〃 I 共通編 IV 下部構造編	平成 6 年
165	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	平成 8 年
165	(平成 8 年度) I 共通編 III コンクリート橋編	平成 8 年
165	〃 I 共通編 IV 下部構造編	平成 8 年
165	〃 V 耐震設計編	平成 8 年
166	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	平成 14 年
166	(平成 14 年度) I 共通編 III コンクリート橋編	平成 14 年
166	〃 I 共通編 IV 下部構造編	平成 14 年
166	〃 V 耐震設計編	平成 14 年
167	道路橋示方書 I 共通編 II 鋼橋編	平成 24 年
167	(平成 24 年度) I 共通編 III コンクリート橋編	平成 24 年
167	〃 I 共通編 IV 下部構造編	平成 24 年
167	〃 V 耐震設計編	平成 24 年
168	道路橋示方書 I 共通編	平成 29 年
168	(平成 29 年度) II 鋼橋編	平成 29 年
168	〃 III コンクリート橋編	平成 29 年
168	〃 IV 下部構造編	平成 29 年
168	〃 V 耐震設計編	平成 29 年
181	鋼道路橋の一方鉄筋コンクリート床版の配力鉄筋の設計について (局長通達)	昭和 42 年
185	特定の路線にかかる橋, 高架の道路等の技術水準等について (局長通達)	昭和 48 年
999	適用示方書類によらないで設計又は施工されたもの (例: 木橋, つり橋等橋格のないもの等) について	

10) 橋長

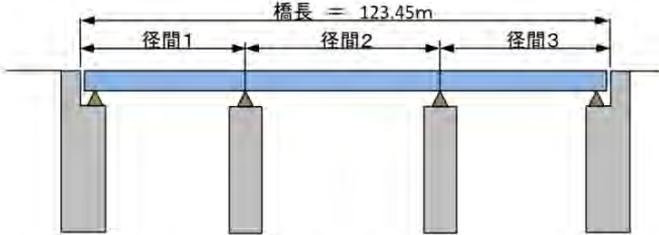
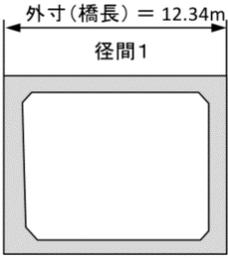
橋台胸壁（パラペット）前面間の距離（m）を半角数字で記入する。小数点以下まで分かる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで記入する。

なお、溝橋（カルバート）については外寸を橋長とする。

11) 総径間数

総径間数を半角数字で記入する。

（橋長と総径間数の記入例）

橋長	橋長 (m)	総径間数
<p>橋梁（単純桁橋）</p> 	43.2	1
<p>橋梁（連続桁橋）</p> 	123.5	3
<p>溝橋（カルバート）</p> 	12.3	1

12) 上部構造形式

下表から、該当する構造形式を選択して記入する。

①鋼橋(ボルト又は溶接継手)

構造形式C	構造形式
121	I桁(非合成)
122	I桁(合成)
123	I桁(鋼床版)
124	I桁(不明)
125	H形鋼(非合成)
126	H形鋼(合成)
128	H形鋼(不明)
130	鋼桁橋(その他)
131	箱桁(非合成)
132	箱桁(合成)
133	箱桁(鋼床版)
134	箱桁(不明)
140	トラス橋
150	アーチ橋(その他)
151	タイドアーチ(アーチ橋)
152	ランガー(アーチ橋)
153	ローゼ(アーチ橋)
155	ニールセン(アーチ橋)
156	アーチ橋
160	ラーメン橋
172	箱桁(斜張橋)
199	その他(鋼溶接橋)

②鋼橋(リベット継手)

構造形式C	構造形式
221	I桁(非合成)
222	I桁(合成)
223	I桁(鋼床版)
224	I桁(不明)
225	H形鋼(非合成)
226	H形鋼(合成)
228	H形鋼(不明)
230	鋼桁橋(その他)
231	箱桁(非合成)
232	箱桁(合成)
233	箱桁(鋼床版)
234	箱桁(不明)
240	トラス橋
250	アーチ橋(その他)
251	タイドアーチ(アーチ橋)
252	ランガー(アーチ橋)
253	ローゼ(アーチ橋)
255	ニールセン(アーチ橋)
256	アーチ橋
260	ラーメン橋
—	—
299	その他(鋼(鉄)リベット橋)

③RC橋

構造形式C	構造形式
310	RC床版橋(その他)
311	RC 中実床版
312	RC 中空床版
—	—
321	RC T桁
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
330	RC桁橋(その他)
331	RC 箱桁
—	—
—	—
—	—
335	RC溝橋(BOXカルバート) ※下記以外の溝橋
336	RC溝橋(BOXカルバート) ※活荷重による影響が小さい小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
350	アーチ橋(その他)
356	アーチ橋
360	ラーメン橋
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
399	その他(RC橋)

④PC橋

構造形式C	構造形式
410	PC床版橋(その他)
411	プレテン床版
412	プレテン中空床版
413	ポステン中空床版
421	プレテンT桁
421	プレテンT桁
422	プレテンT桁(合成)
423	ポステンT桁
424	ポステンT桁(合成)
430	PC桁橋(その他)
431	プレテン箱桁
432	プレテン箱桁(合成)
433	ポステン箱桁
434	ポステン箱桁(合成)
435	PC溝橋(BOXカルバート) ※下記以外の溝橋
436	PC溝橋(BOXカルバート) ※活荷重による影響が小さい小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
450	アーチ橋(その他)
456	アーチ橋
460	ラーメン橋
471	I桁(斜張橋)
472	箱桁(斜張橋)
481	波形鋼板ウエブ橋
482	鋼管トラスウエブ橋
—	—
499	その他(PC橋)

⑤SRC橋

構造形式C	構造形式
556	アーチ橋
599	その他(SRC橋)

⑥石橋

構造形式C	構造形式
650	アーチ橋(その他)
656	アーチ橋
699	その他(石橋)

⑧H形鋼橋(継手なし)

構造形式C	構造形式
825	H形鋼(非合成)
826	H形鋼(合成)
828	H形鋼(不明)
830	鋼桁橋(その他)

⑨その他

構造形式C	構造形式
960	ラーメン橋
972	箱桁(斜張橋)
999	その他

13) 下部構造形式

下表から、該当する構造形式を選択して記入する。

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
11	重力式橋台	
12	半重力式橋台	
13	逆T式橋台	
14	控え壁式橋台	
15	ラーメン橋台	
16	中抜き橋台	
17	盛りこぼし橋台	
18	小橋台	
19	その他(橋台)	
19	その他(橋台)	L型橋台
19	その他(橋台)	T型橋台
19	その他(橋台)	U型橋台
19	その他(橋台)	アーチアバット
19	その他(橋台)	インテグラルアバット
19	その他(橋台)	パイルベント橋台
19	その他(橋台)	ブラケット取付
19	その他(橋台)	ブラケット張出
19	その他(橋台)	ボックスカルバート
19	その他(橋台)	ボックスカルバート側壁
19	その他(橋台)	もたれ擁壁
19	その他(橋台)	深礎杭橋台
19	その他(橋台)	石積み橋台
19	その他(橋台)	柱式橋台(ピアアバット)
19	その他(橋台)	箱式橋台
19	その他(橋台)	本橋からの張出
19	その他(橋台)	本線橋台からの張出
19	その他(橋台)	本線一体型
19	その他(橋台)	不明
21	橋台部ジョイントレス構造	

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。  
個別に適切に設定すること。

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
21	壁式橋脚(RC)	
22	壁式橋脚(SRC)	
23	壁式橋脚(鋼製)	
31	柱橋脚(RC)	
32	柱橋脚(SRC)	
33	柱橋脚(鋼製)	
34	柱橋脚1柱円(RC)	
35	柱橋脚1柱円(SRC)	
36	柱橋脚1柱円(鋼製)	
37	柱橋脚1柱小判(RC)	
38	柱橋脚1柱小判(SRC)	
39	柱橋脚1柱小判(鋼製)	
41	ラーメン橋脚(RC)	
42	ラーメン橋脚(SRC)	
43	ラーメン橋脚(鋼製)	
44	柱橋脚1柱角(RC)	
45	柱橋脚1柱角(SRC)	
46	柱橋脚1柱角(鋼製)	
47	T型橋脚柱角型(RC)	
48	T型橋脚柱角型(SRC)	
49	T型橋脚柱角型(鋼製)	
51	二層ラーメン橋脚(RC)	
53	二層ラーメン橋脚(鋼製)	
61	T型橋脚(RC)	
62	T型橋脚(SRC)	
63	T型橋脚(鋼製)	
64	T型橋脚柱円型(RC)	
65	T型橋脚柱円型(SRC)	
66	T型橋脚柱円型(鋼製)	
67	T型橋脚柱小判型(RC)	
68	T型橋脚柱小判型(SRC)	
69	T型橋脚柱小判型(鋼製)	
71	I型橋脚(RC)	
73	I型橋脚(鋼製)	
81	パイルベント橋脚(RC)	
82	パイルベント橋脚(SRC)	
83	パイルベント橋脚(鋼製)	
84	柱橋脚2柱角(RC)	
85	柱橋脚2柱角(SRC)	
86	柱橋脚2柱角(鋼製)	
87	柱橋脚2柱円(RC)	
88	柱橋脚2柱円(SRC)	
89	柱橋脚2柱円(鋼製)	
91	柱橋脚2柱小判(RC)	
92	柱橋脚2柱小判(SRC)	
98	アーチ拱拾	
99	その他(橋脚)	
99	その他(橋脚)	H形鋼梁
99	その他(橋脚)	ゲルバーヒンジ部
99	その他(橋脚)	ヒンジ
99	その他(橋脚)	ブラケット式橋台
99	その他(橋脚)	ブラケット取付
99	その他(橋脚)	ブラケット張出
99	その他(橋脚)	ボックスカルバート隔壁
99	その他(橋脚)	ラーメン橋脚(PC)
99	その他(橋脚)	ロッキング橋脚(鋼製)
99	その他(橋脚)	掛け違い橋脚
99	その他(橋脚)	形鋼による本線部橋脚添架
99	その他(橋脚)	鋼管ウエル式橋脚
99	その他(橋脚)	鋼製
99	その他(橋脚)	中空橋脚
99	その他(橋脚)	方杖ラーメン
99	その他(橋脚)	本橋からの張出
99	その他(橋脚)	本線一体型
99	その他(橋脚)	本線橋に含む
99	その他(橋脚)	本線橋下部工からの張出し
99	その他(橋脚)	本線橋張出梁
99	その他(橋脚)	枕梁式橋台
99	その他(橋脚)	拱拾橋脚
99	その他(橋脚)	不明

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。  
個別に適切に設定すること。

14) 基礎形式

下表から、該当する構造形式を選択して記入する。

基礎形式C	基礎形式	基礎形式その他
0	直接基礎	
1	オープンケーソン	
1	鋼管ソイルセメント杭	
1	プレボーリング杭	
2	ニューマチックケーソン	
3	鋼管矢板	
4	場所打ぐい	
4	深礎(柱状体深礎基礎、組杭深礎基礎)	
5	既製鋼ぐい	
6	既製RCぐい	
7	既製PCぐい	
8	木ぐい	
9	その他	
9	その他	PCウェル
9	その他	PHC
9	その他	SC杭+PHC杭
9	その他	軽量鋼矢板
9	その他	杭頭部:SC杭
9	その他	地中連続壁
9	その他	不明

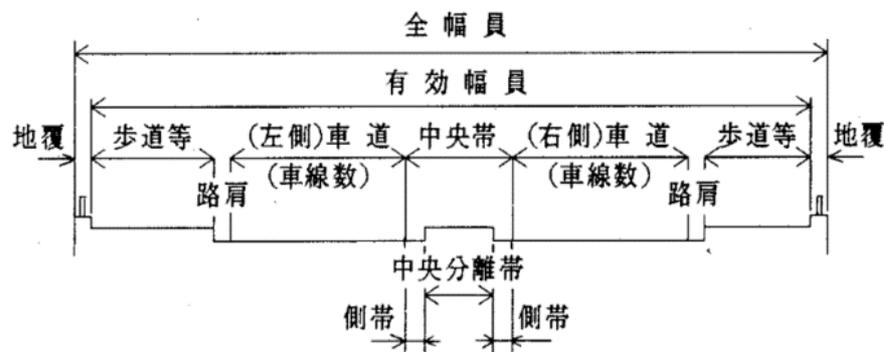
注: 基礎形式その他は、代表的な例である。  
個別に適切に設定すること。

15) 交通条件

全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)や管理者保有の道路交通量調査結果などを参考に記入する。

16) 幅員

幅員に関する各寸法の定義は下図による。寸法が小数点以下まで分かる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで記入する。



注: 起点側から見る。

17) 海岸からの距離

海岸線からの距離 (km) を、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位まで記入する。

(記入例) : 25.46km → 「25.5」

18) 緊急輸送路の指定

当該道路橋の緊急輸送路の指定状況について、「一次」、「二次」、「三次」、「市町村指定」、「指定無し」から記入する。

19) 代替路の有無

代替路（災害時に地域の孤立化等を防ぐネットワークとして機能する道路）の有無を記入する。判断基準として、当該道路橋が通行止めとなった場合に、孤立集落が発生する場合は、代替路は無しとする。

20) 桁下条件

当該道路橋の桁下条件を以下から選択して記入する。複数ある場合は複数記入する。

・河川, 湖沼, 海洋, 道路, 鉄道, その他（具体を記入する）

21) 全体図, 径間別一般図

以下に示す図面を添付する。

全体図 : 橋梁全体の模式図

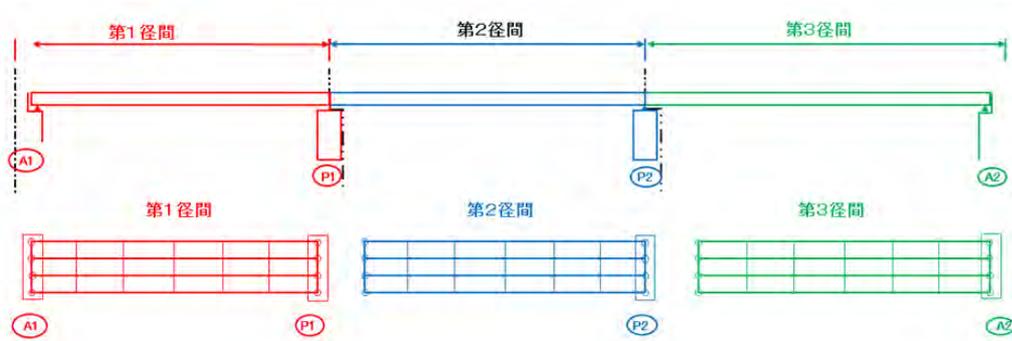
一般図 : 平面図, 側面図, 断面図



本様式は損傷程度の評価結果を記録するものであり、径間ごとに作成する。

1) 径間番号

径間番号は、起点側から 1, 2・・・とし、記入する。



2) 主要な部材・部材番号

ア) 主要な部材（左側欄）

「2. 対象とする主要な部材」を参考に、当該橋梁の構造形式から主要な部材を適宜選択し、記入する。なお、多径間の橋梁において、橋脚、連続桁中間支点の支承、支点上の対傾構・横桁等、前後の径間で共有する部材については、起点側の径間部材とする。

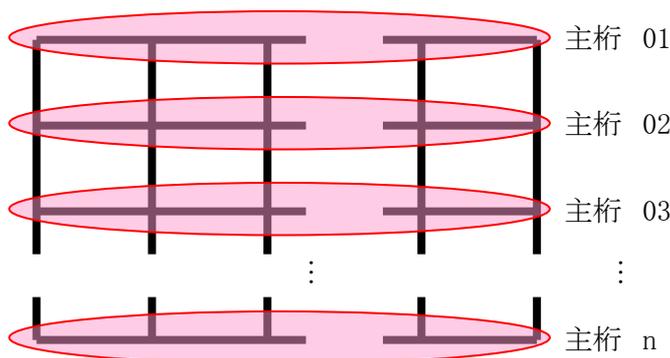
イ) 部材番号（右側欄）

主要な部材ごとに、下記の要領で部材番号を付与する。

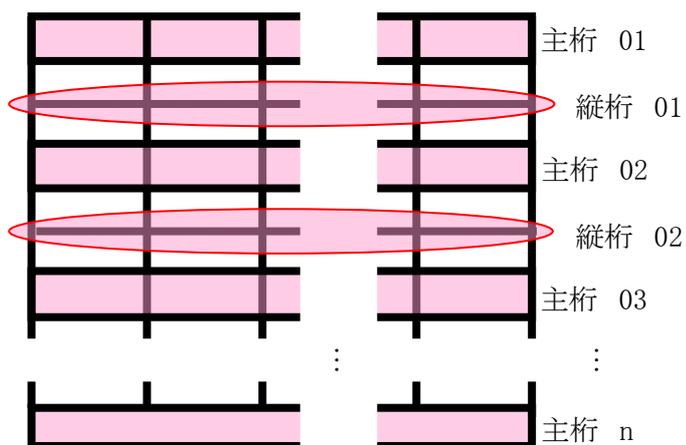
①主桁・縦桁

原則として、1主桁（縦桁）ごとに区分する。

1) 鋼鈹桁，コンクリートT桁等



2) 鋼箱桁等

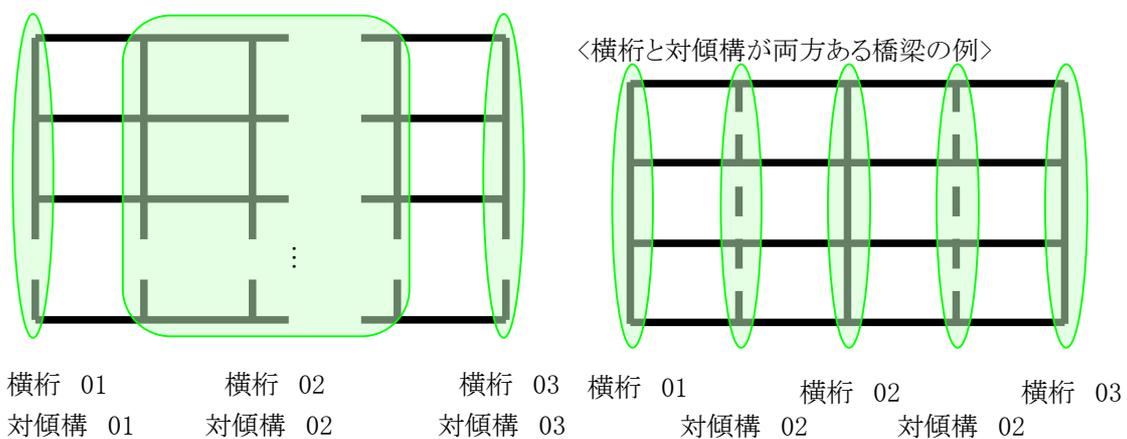


床版橋等で1主桁ごとに区分できないものについては、全体で主桁01とする。

②横桁・対傾構

端部と中間部に区分する。

なお、横桁と対傾構の両方を有する橋梁については、端部を01と03、中間部を02とする(下右図参照)。

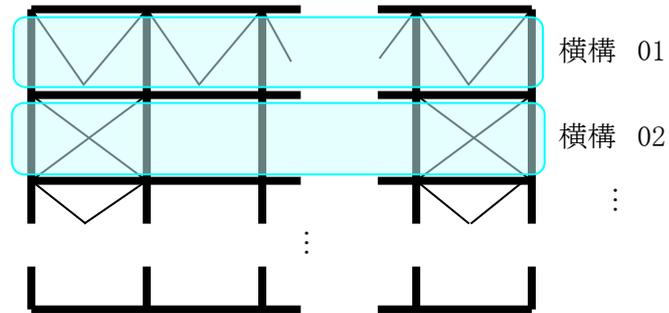


### ③横構

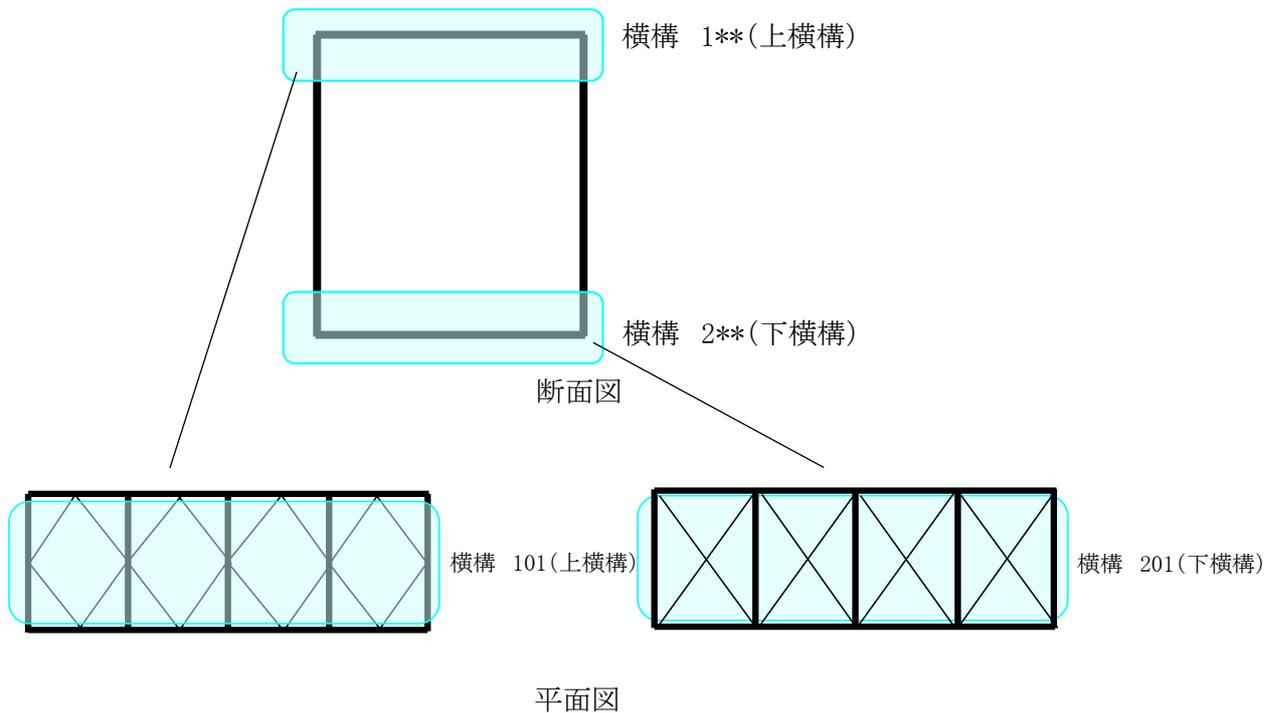
主桁で区切られたラインごとに区分する。

なお、トラス橋やアーチ橋のように断面的に上下に配置されている（上横構，下横構がある）場合は，上下も区分する。上下の区分は，ラインごとに区分した番号の前に，上側1，下側2を追加した計3桁で表現する。

#### 1) 鋼钣桁等



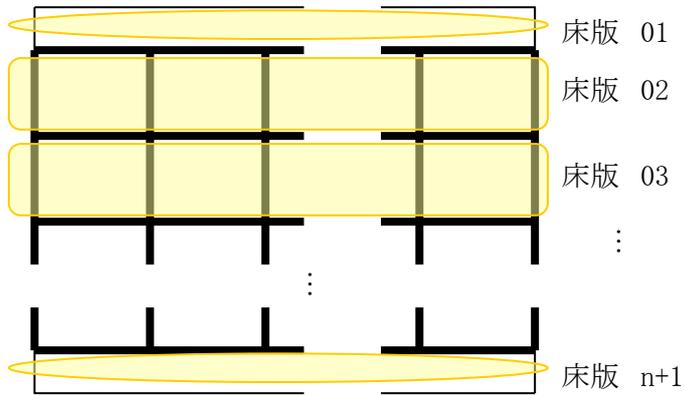
#### 2) 鋼トラス橋，鋼アーチ橋等



#### ④床版

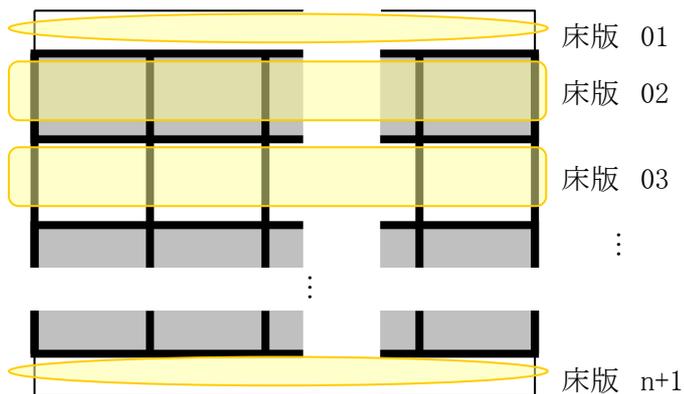
主桁で区切られたラインごとに区分する。

##### 1) 鋼鈹桁, コンクリートT桁等



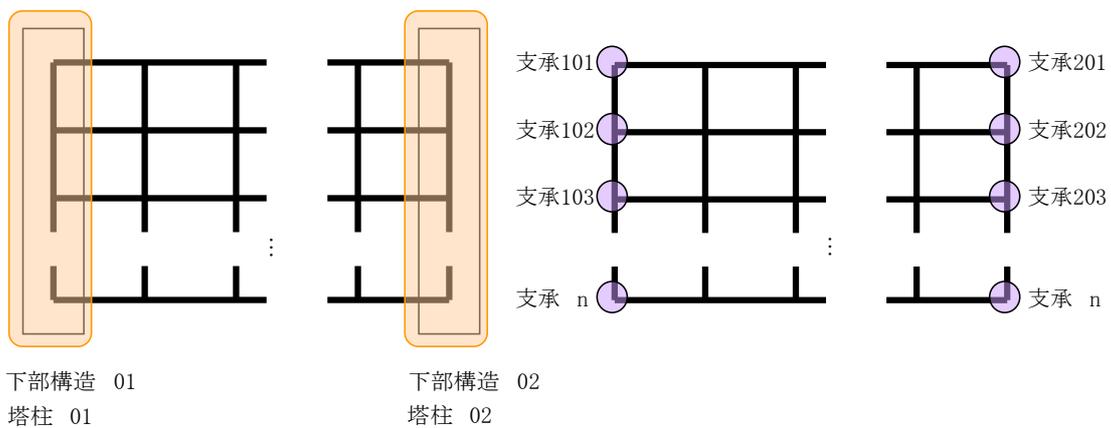
プレストレストコンクリートT桁については、原則として間詰め部のみ、コンクリートT桁については、ハンチ以外を床版とし、上フランジ、ハンチは主桁とする。

##### 2) 鋼箱桁等

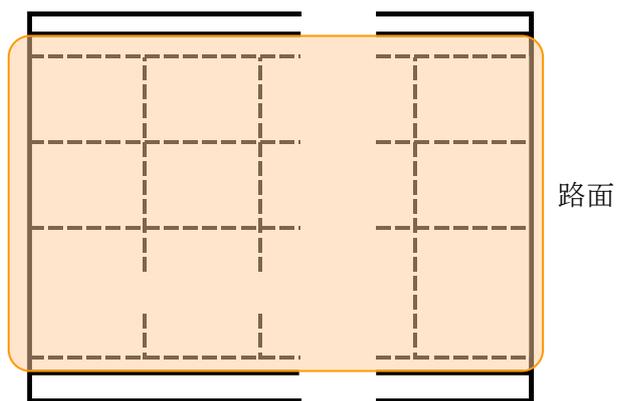


床版橋等は、張出床版, 間詰め床版についてのみ床版とし, その他は主桁とする。

⑤下部構造（橋台・橋脚）・塔柱・支承  
1基ごととする。



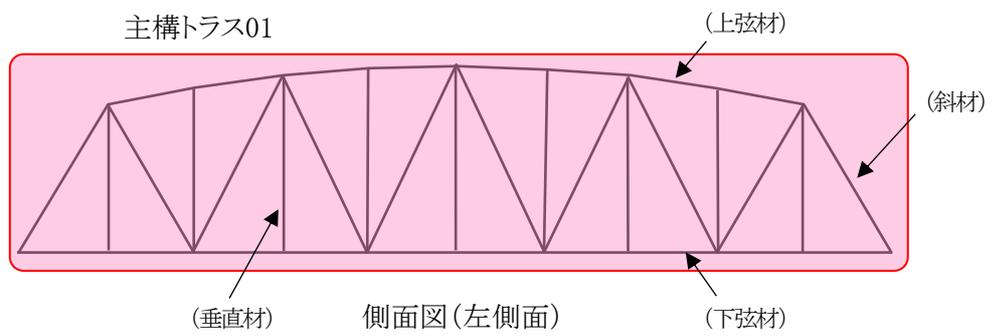
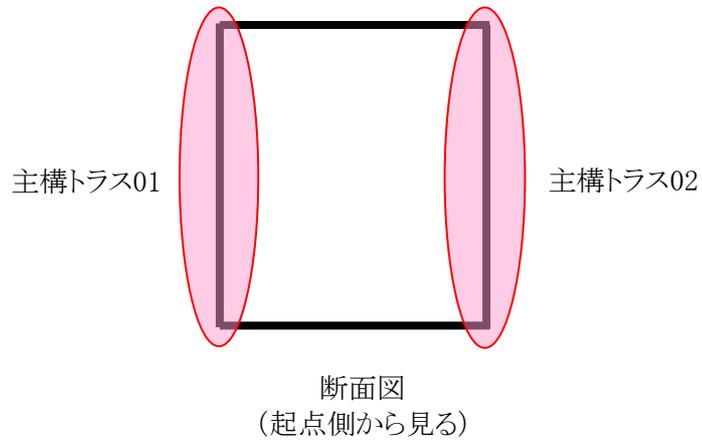
⑥路面  
路面一面とする。



⑦主構トラス

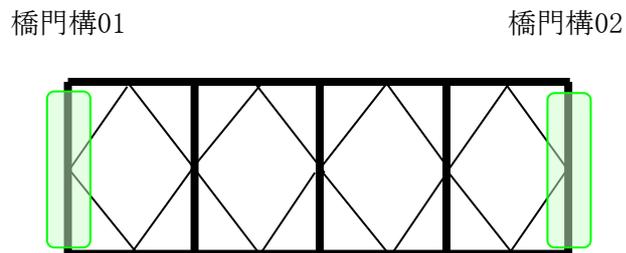
上・下弦材，斜材・垂直材を統合して主構トラスとする。

断面的に左右に配置されるため，起点から見て左側を01，右側を02とする。



⑧橋門構

橋門構1箇所ごととする。

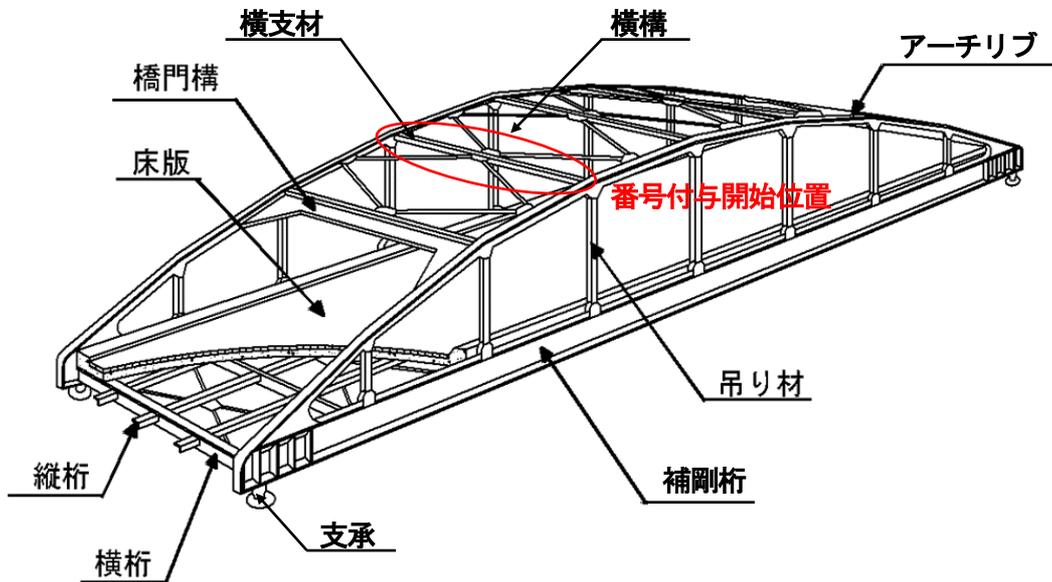
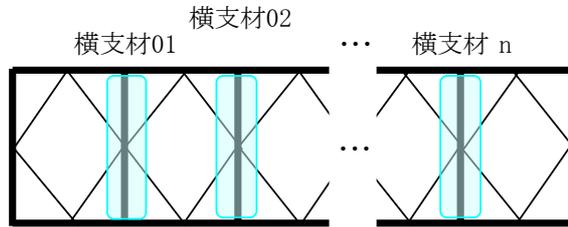


⑨横支材

横支材 1 本ごととする。

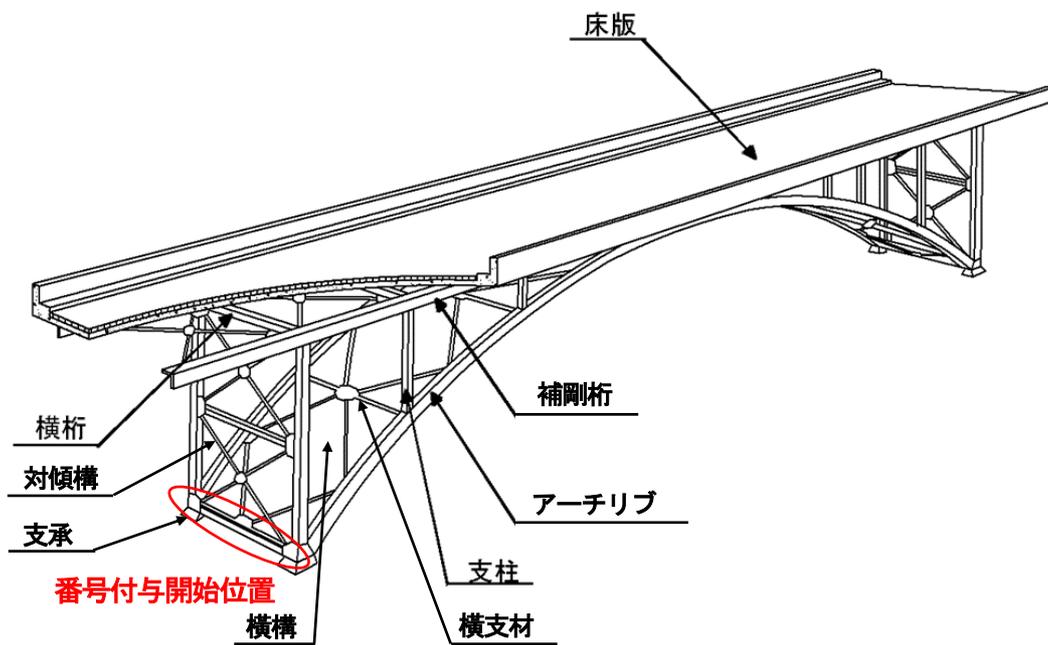
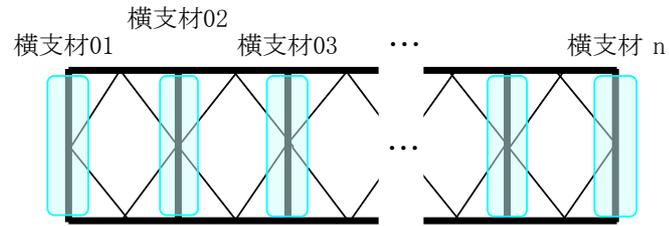
1) 鋼トラス橋, 下路式アーチ橋等

両端部は橋門構で部材番号が付与されるため, 重複しないよう注意する必要がある。



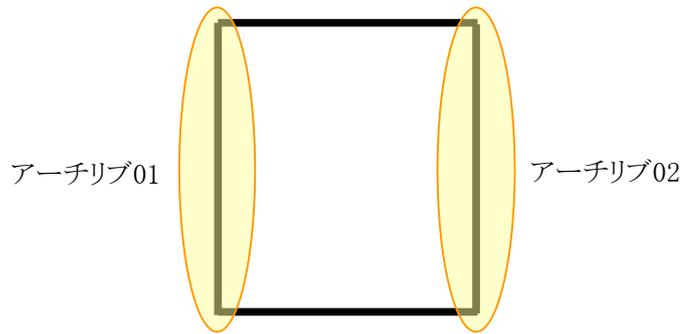
2) 上路式アーチ橋等

端部まで横支材が配置されるため、鋼トラス橋や下路式アーチ橋等と部材番号の付与方法が異なることに注意する必要がある。

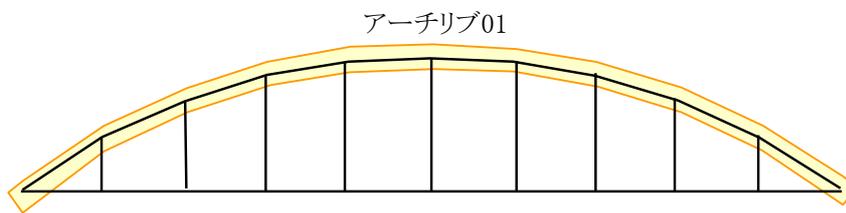


⑩アーチリブ

断面的に左右に配置されるため、起点側から見て左側を01、右側を02とする。



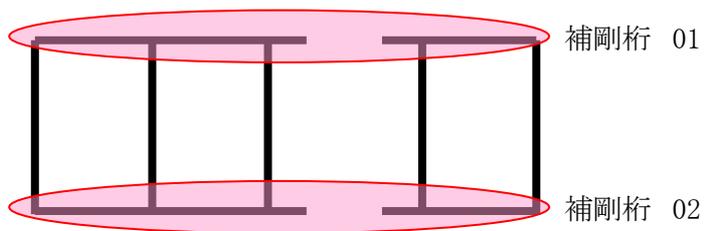
断面図  
(起点側から見る)



側面図(左側面)  
例:下路式アーチ橋

⑪補剛桁

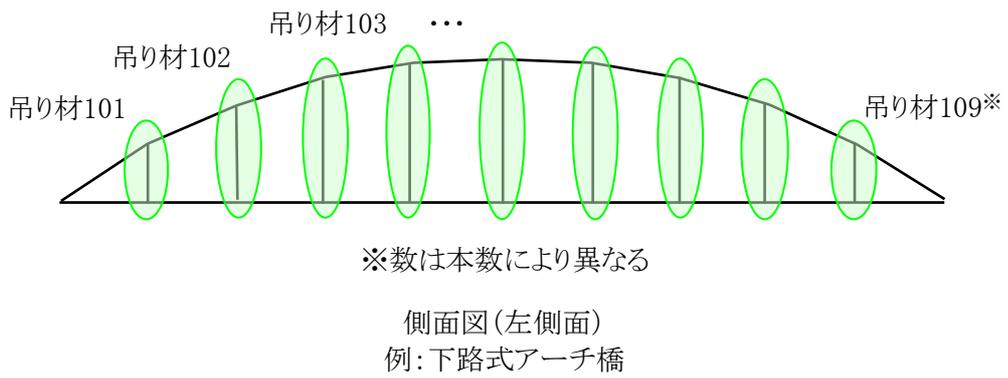
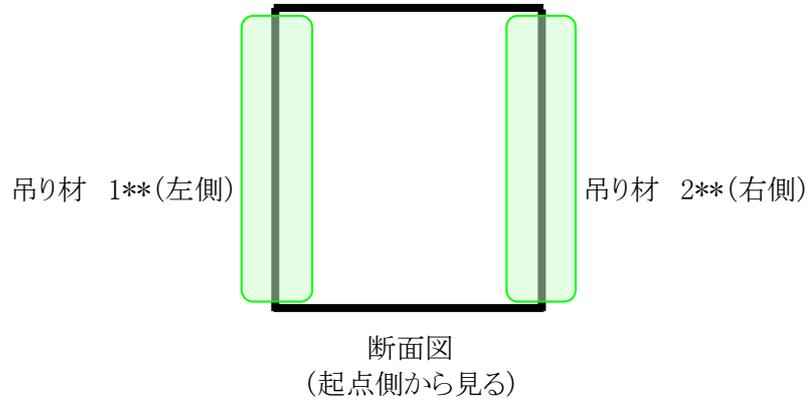
補剛桁1本ごととする。



⑫吊り材・支柱

1本ごととする。

なお、断面的に左右に配置されるため、左右も区分する。左右の区分は、1本ごとに区分した番号の前に、左側1、右側2を追加した計3桁で表現する。

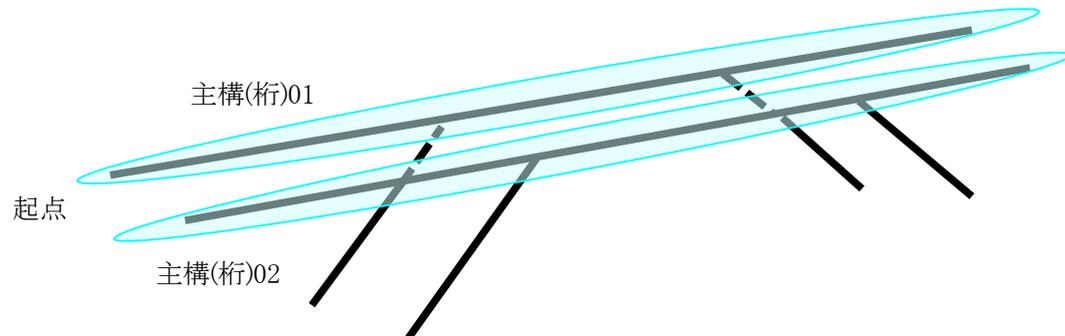


⑬ラーメン主構（桁） ，（脚）

桁と脚は区別する。

1) 主構（桁）

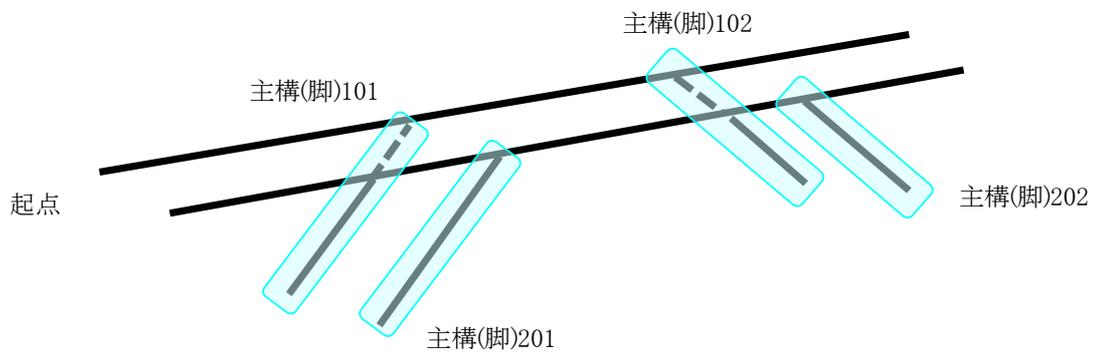
断面的に左右に配置されるため、起点から見て左側を 01，右側を 02 とする。



2) 主構（脚）

主構（脚） 1 本ごととする。

なお、断面的に左右に配置されるため、左右も区分する。左右の区分は、1 本ごとに区分した番号の前に、左側 1，右側 2 を追加した計 3 桁で表現する。



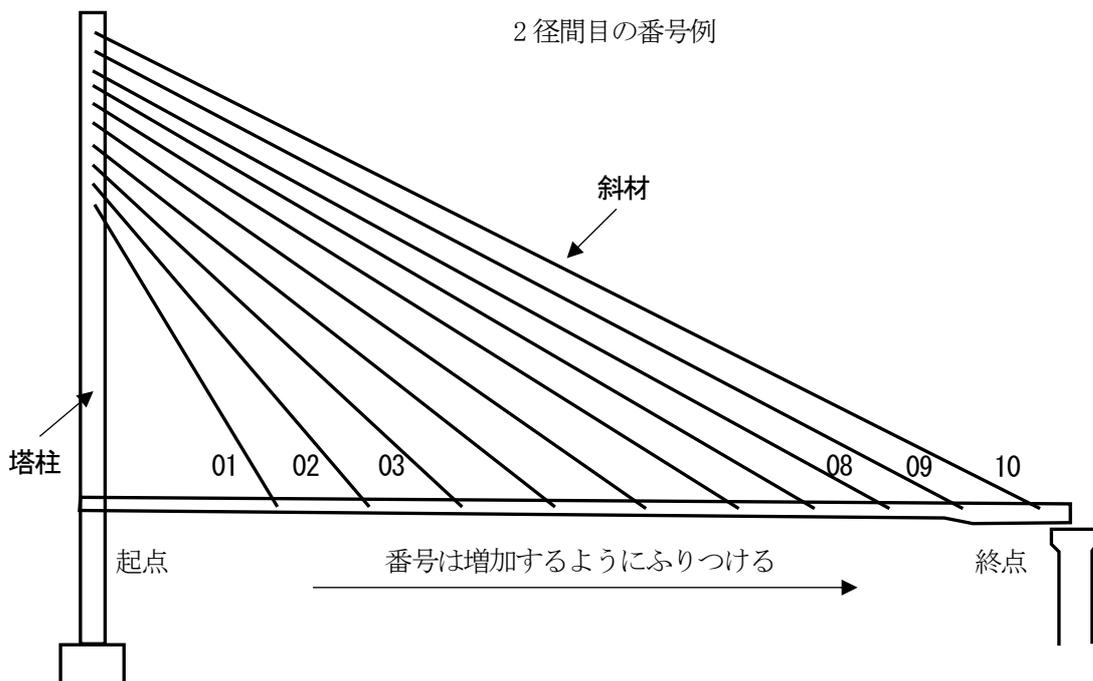
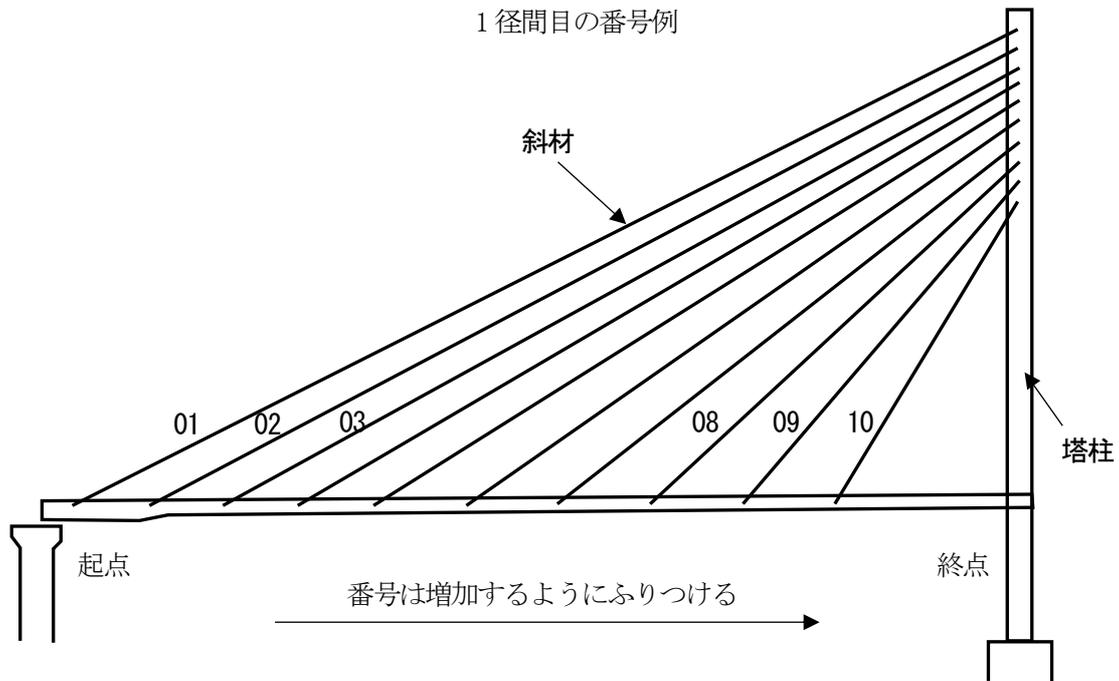
⑭斜材

1本ごととする。なお、塔柱位置で径間が分割されるため、塔柱を境に01番から番号がふりなおされることに留意する必要がある。

2面吊りの場合は断面的に左右に配置されるため、左右も区分する。左右の区分は、1本ごとに区分した番号の前に、左側1、右側2を追加した計3桁で表現する。

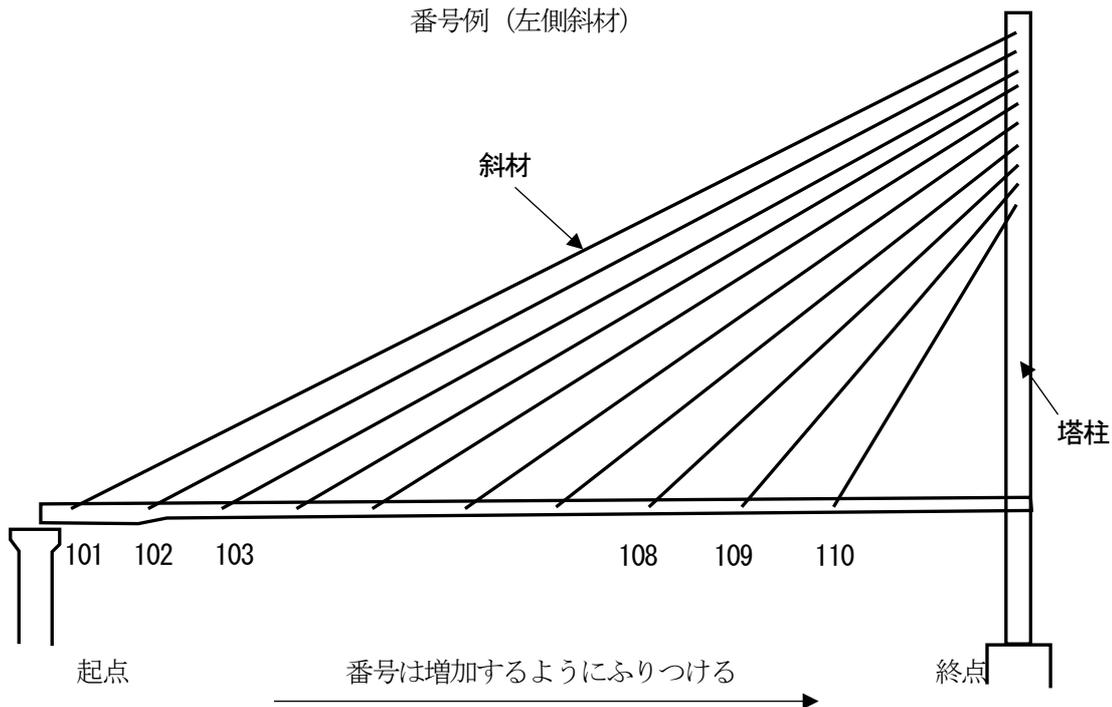
評価にあたっては、桁側・塔柱側の取付け部も含めたものとする。

1) 1面吊りの場合

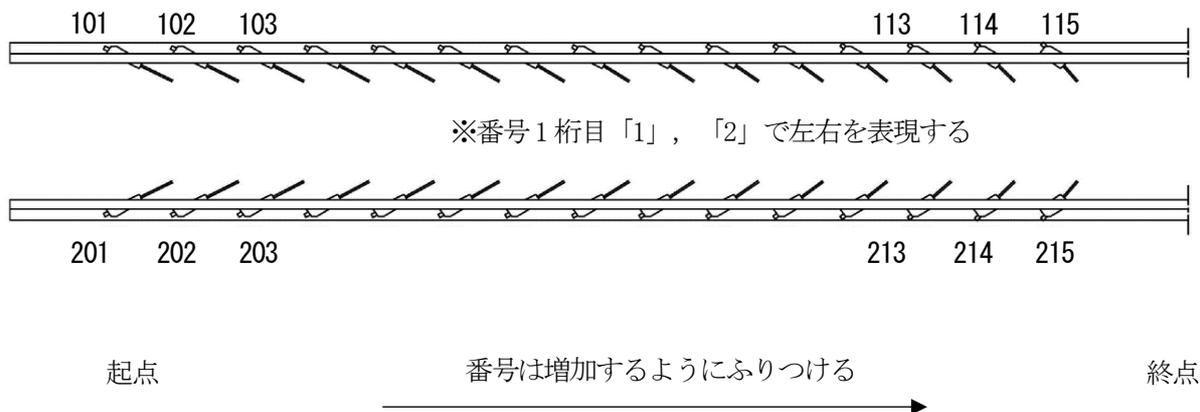


2) 2面吊りの場合

番号例 (左側斜材)



番号例 (平面図示)



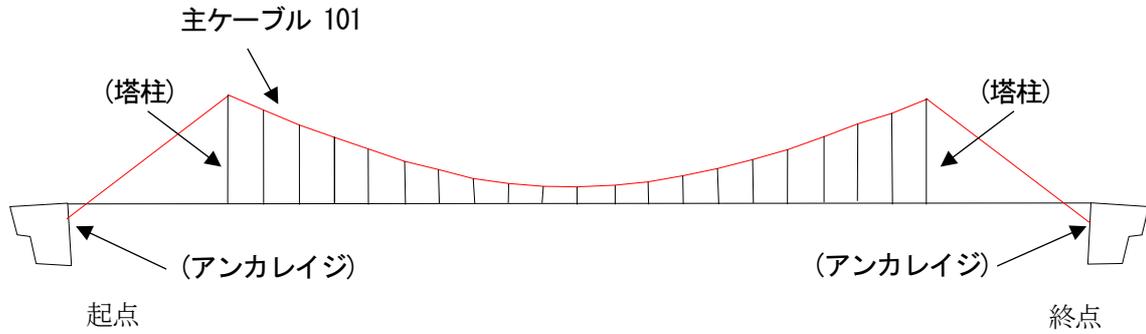
⑮主ケーブル

1本ごととする。

断面的に左右に配置されるため、「左側101」「右側201」の3桁で左右を表現する。

評価にあたっては、塔柱・アンカレイジの取付け部も含めたものとする。

番号例（左側主ケーブル）



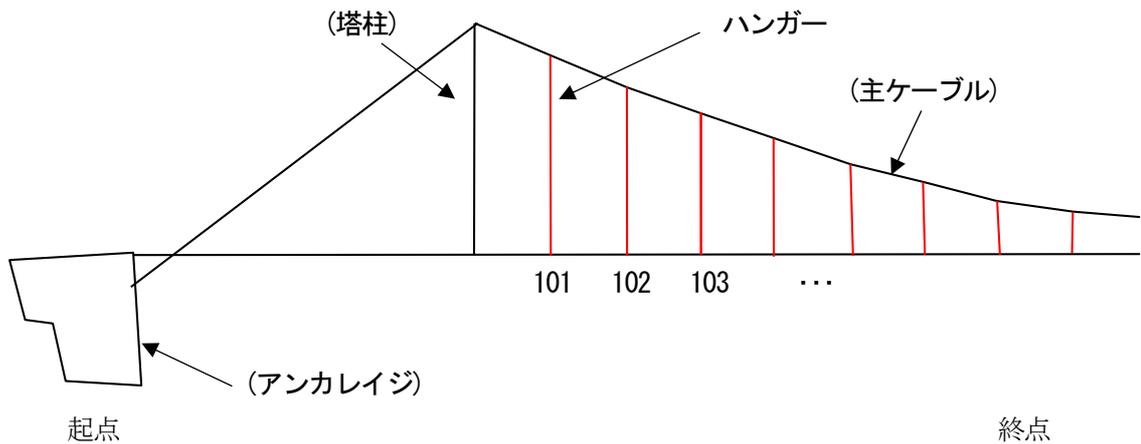
⑯ハンガー

1本ごととする。

断面的に左右に配置されるため、左右も区分する。左右の区分は、1本ごとに区分した番号の前に、左側1、右側2を追加した計3桁で表現する。

評価にあたっては、桁側・主ケーブル側の取付け部も含めたものとする。

番号例（左側ハンガー）



⑰アンカレイジ

1基ごととする。

起終点左右に配置されるため、下図のように計3桁で表現する。



3) 損傷程度の評価

「3. 損傷程度の評価要領」に基づき、主要な部材に確認された損傷の評価区分を記入する。この際、明らかに該当しない損傷（例えば、鋼部材に対してコンクリート部材の損傷など）については、記入欄に「-」を記入する。

分類番号、パターン番号欄は、損傷の種類が「防食機能の劣化」、「ひびわれ」、「補修・補強材の損傷」の場合に、分類番号又はひびわれパターン番号を記入する。